

# 第1部 総論

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 地域福祉計画・地域福祉活動計画が目指すもの

本市のまちづくりの指針となる「真岡市総合計画2020-2024(以下「総合計画」という。)」では、将来都市像を「JUMP UP もおか～だれもが“わくわく”するまち～」とし、若い世代を含めたすべての人が「真岡に住みたい、働きたい、子育てしたい」と希望を持ち、楽しさが実感できる都市の実現を目指しています。また、保健・医療・福祉分野のまちづくりの政策として、“「笑顔づくり」～安心と元気アップ!～」を掲げ、各分野の連携の充実強化や市民が共に支え合う地域づくり、だれもが将来に希望を持って暮らすことができる思いやりと安心に満ちたまちづくりを推進しています。

本計画では、本市の最上位計画である「総合計画」の考え方を基盤としながら、“地域共生社会の実現”と“地域福祉の推進”を目指すものとします。

### 【総合計画の施策の体系】

#### 将来都市像

**JUMP UP もおか～だれもが“わくわく”するまち～**

#### まちづくりの7つの政策



### (1) 地域共生社会の実現と地域福祉の推進

地域福祉計画は、これまでの地域福祉や地域福祉計画に関わる取組等をもとにしながら、**地域共生社会を実現**するための計画として策定する必要があり、地域共生社会の実現に向けて、より具体的かつ包括的に**地域福祉を推進**していくことが重要とされています。

また、「地域福祉の推進」という共通の目的を持つ地域福祉活動計画においても一体的に策定することから、同様の視点を持って策定します。

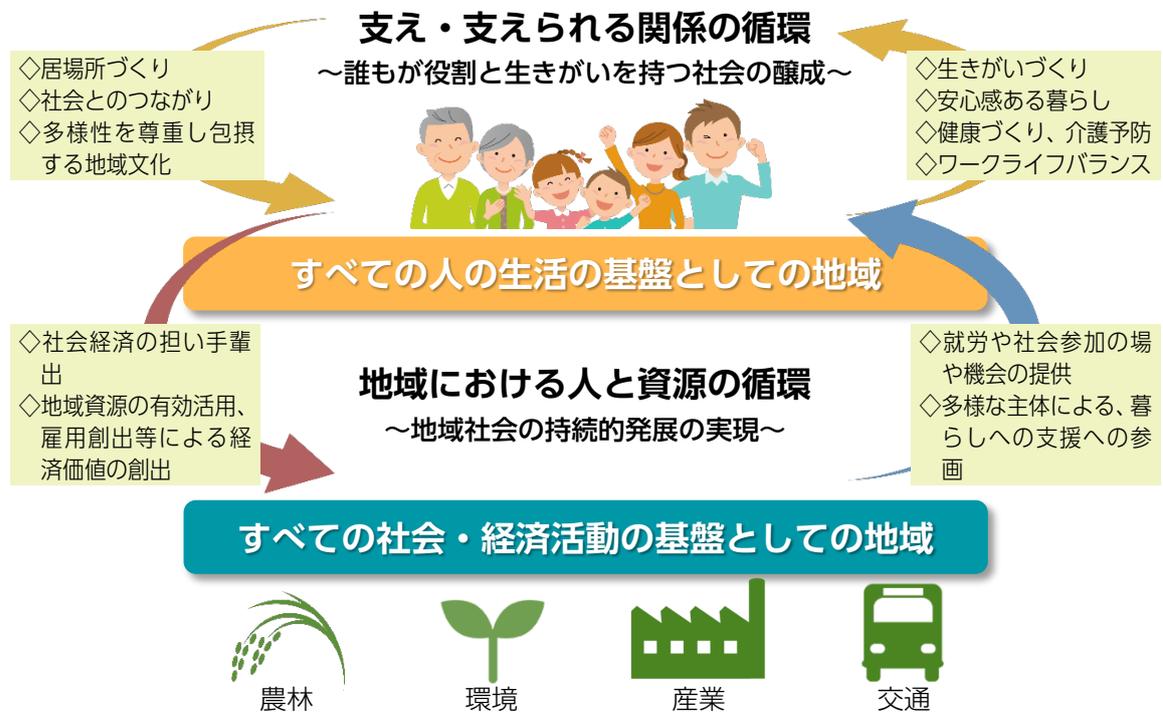
## ①地域共生社会の実現

## 地域共生社会とは

すべての人々が、「支える側」「支えられる側」という一方向の関係ではなく、誰もが支え・支えられるものであるという考え方のもと、それぞれ役割を持ち、地域の資源や人の多様性を活かしながら、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。

つまり、これまでの高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野ごとの「縦割り」による支援ではなく、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源がつながり支え合う社会を作っていくことが、地域共生社会において重要となります。

## 【地域共生社会のイメージ】



※資料：厚生労働省資料をもとに作成

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合うことで、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。また、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきており、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

このような暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、市民が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、「地域共生社会」の実現が重要となります。

## ②地域福祉の推進

### 地域福祉とは

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民、自治会、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等が、支え合いの取組について協力し、お互いの不足を補い合いながら、地域全体で福祉を推進していくことが『地域福祉』となります。

人と人、人と資源がつながり支え合う地域共生社会の実現を目指すうえでは、地域全体で助け合い、支え合う様々な活動を地域で展開し、地域福祉の推進を図ることが不可欠となります。

地域福祉を推進するためには、市民、自治会、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。

そのため、

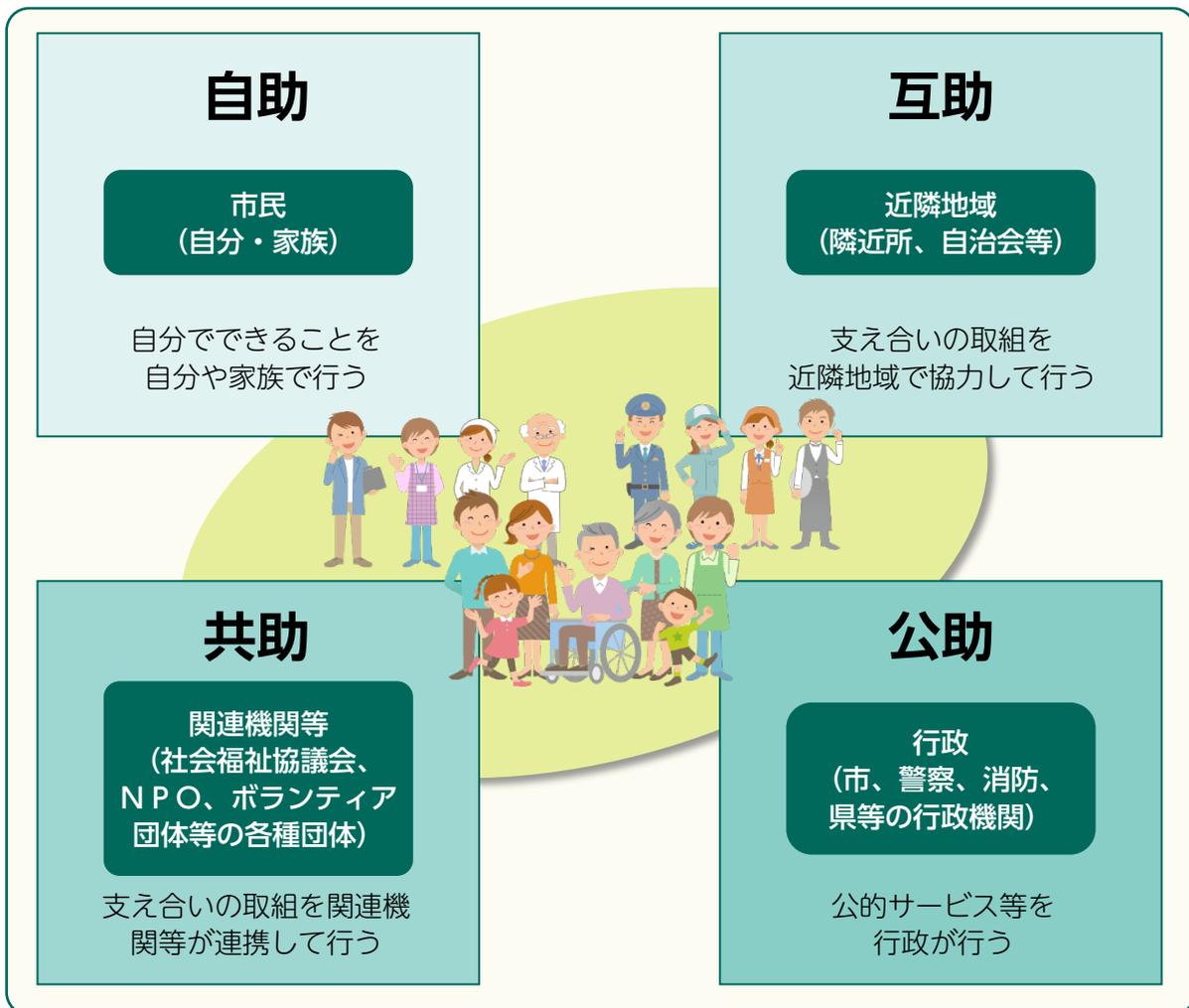
- ①自分や家族でできることは自分で行うという「自助」
- ②隣近所や自治会等、近隣地域の中で協力し合うという「互助」
- ③支え合いの取組を関連機関等が連携して行うという「共助」
- ④行政が公的サービス等を行うという「公助」

の4つを組み合わせた視点が重要となります。

※社会福祉協議会とは・・・

社会福祉協議会は、昭和26年に制定された社会福祉事業法に基づき、全国、都道府県、市町村を単位に設置されてきた、民間の福祉団体です。平成12年6月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、市町村社会福祉協議会においては、地域住民と共に住み良い「福祉のまちづくり」を進めていくことを目的として、同法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされています。

## 【自助、互助、共助、公助のイメージ】



自助、互助、共助、公助のそれぞれの強みを活かしながら、互いに協力・連携して取り組み、地域福祉の推進を図ることで、地域共生社会の実現を目指します。

※なお、平成20年度厚生労働省老人保健健康増進等事業として開催された地域包括ケア研究会による「地域包括ケアシステム研究会報告書」では、「互助」を自治会等の住民組織やボランティア団体等による活動、「共助」を社会保障等の制度化された相互扶助としています。

## 2 計画策定の背景と趣旨

### (1) 計画策定の背景

#### ① 社会情勢

少子高齢化や核家族化の急速な進行、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会構造の変化により、地域の人と人のつながりの希薄化が進むとともに、家庭や地域における扶助機能が低下するなど、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。

高齢者世帯の増加や地域福祉の担い手の減少、経済的困窮、社会的孤立といった新たな社会問題が生じている一方で、高齢者や障がい者、子育て家庭をはじめとする地域のニーズが複雑化・複合化しており、公的な福祉サービスだけでは対応が極めて難しい状況となっていることから、地域における住民相互の助け合いや支え合いがますます重要な課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という事態は、人との接触を極力控えることになり、感染予防と経済活動の両立といったこれまでにない困難な状況に陥りました。地域福祉活動においても、今までのような集いふれあう支援の実施は縮小せざるを得ず、経済的困窮や差別、社会的孤立などの従来の問題を加速度的に進行させています。今後は、人との関わり方や地域福祉活動の方法について、感染対策に十分配慮した行動が求められます。

このように、生活課題や社会的問題の増加が予測される中、加えて多発する自然災害の発生等も踏まえ、関係機関や団体の協力・連携のもと、災害発生時を見据えた日常的な地域のかつがりの強化や支え合いの仕組みづくりにおいても考えていく必要があります。

#### ② 国・県の動向

国では、こうした社会情勢の変化に対応するため、平成30年4月1日に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」において、社会福祉法を一部改正し、厚生労働省告示「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の中で、市町村地域福祉計画策定についてのガイドラインが示されました。ガイドラインでは、今後の市町村地域福祉計画を、健康・福祉部門の「上位計画」として位置付けるとともに、健康・福祉部門の各種個別計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療部門と、労働、教育、住まい及び地域再生に関する部門との連携を確保して策定する必要があるとしています。

また、令和3年4月1日に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」における社会福祉法の改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するための新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」が新たに創設され、その財政支援等についても規定されました。

栃木県においては、社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、令和3年度に「栃木県地域福祉支援計画（第4期）（令和3年度～令和8年度）」を策定し、「地域共生社会」の実現を目指して、“安心して暮らせる地域づくり”“地域を担うひとづくり”“地域福祉の基盤づくり”の3つの施策を掲げ、地域福祉の推進に取り組んでいます。

## （2）計画策定の趣旨

本市では、平成29年3月に「真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2期）」を策定し、「思いやりと安心に満ちた みんな元気なまちづくり」を基本理念として、市民一人一人が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、地域福祉の推進を図ってきましたが、計画期間が令和4年3月に満了を迎えるにあたり、引き続き、地域福祉の推進を進めるとともに、人と人、人と社会がつながり支え合う地域共生社会の実現を目指すため、社会福祉法等の改正趣旨や新たな課題を鑑み、「真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第3期）」を策定することとしました。

### 改正社会福祉法を踏まえ計画に盛り込むべき事項

社会福祉法第107条1では、「市町村は、地域福祉の推進に関する事項として以下の5つの事項を一体的に定める計画として“市町村地域福祉計画”を策定するよう努める」とされています。

なお、計画に盛り込むべき事項について、既に策定している他の計画に記載されている場合は、その既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができるとされています。

区分	盛り込むべき事項
新規項目	①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
従来通り	②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
従来通り	③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
従来通り	④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
新規項目	⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

## 【新規項目について】

## ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

平成30年4月の改正社会福祉法により、地域福祉計画が健康・福祉部門における上位計画として改めて位置付けられたことを踏まえ、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込むこととし、福祉の分野別計画や関連計画の包括化を図ります。

## ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

平成30年4月の改正社会福祉法では、「地域福祉推進の理念」として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが規定されました。この理念の実現のために市町村が「包括的な支援体制の整備」に努める旨が規定されました。

本市においても、複雑化・複合化するニーズに対応するため、包括的な支援体制の整備を推進するとともに、令和3年4月の改正社会福祉法により新たに創設された「重層的支援体制整備事業」の実施検討を進めます。

## ※重層的支援体制整備事業とは・・・

地域住民の複合的な課題を包括的に受け止め、その課題解決を目指すアプローチと、見守りや相談支援等を通し本人と支援者が継続的につながることを目指すアプローチ（伴走支援）を組み合わせ、支援していきます。適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において、「属性を問わない相談支援」、社会とのつながりを作るための「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行います。また、これら3つの支援をより一層効果的・円滑に実施するために、関係者の連携の円滑化を進める「多機関協働による支援」や支援が届いていない人に支援を届ける「アウトリーチ等を通じた継続的支援」も含め一体的に実施します。

### 3 計画の位置付け

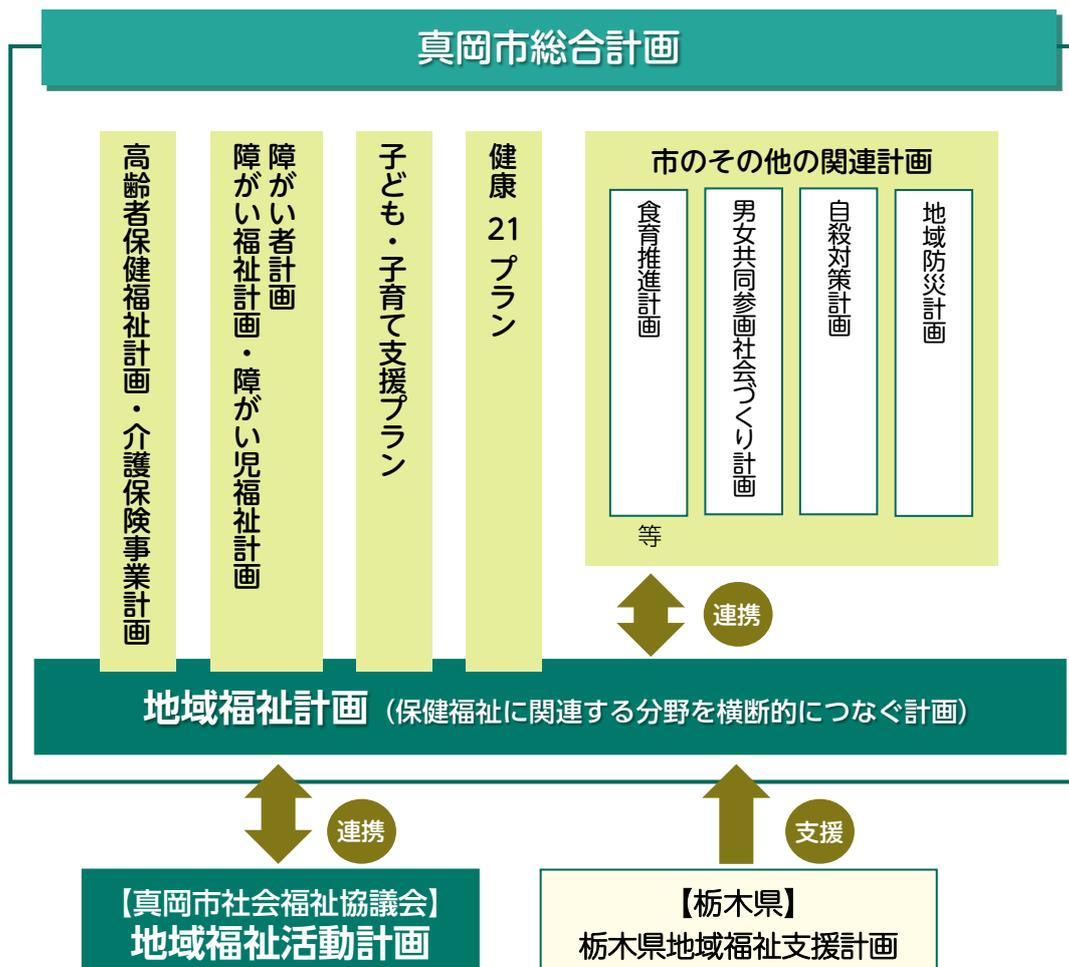
地域福祉計画は、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。なお、平成30年4月の社会福祉法の改正にて、健康・福祉部門の上位計画として位置付けられました。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が主体となって、地域の社会福祉関係者及び保健・医療・教育等の関係機関、福祉サービス事業者等、住民が相互に協力し、地域福祉の推進を目的として策定する実践的な活動計画です。

本市では、この2つの計画が地域福祉の推進に資するという共通の目的を持つことから、基本理念や基本目標を共有しながら互いに連携し計画を推進するため、一体的に策定します。

なお、本計画は、本市の最上位計画でまちづくりの指針となる「総合計画」を基盤としながら、福祉に関連する高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進等の各個別計画を横断的につなぎ、整合性や連携を図りながら、地域福祉の充実を図ります。

#### 【本計画の位置付け】



## 4 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間とします。

国や栃木県、本市の総合計画や関連計画の動向、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

### 【各計画の期間】

主な計画名	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
総合計画 【計画の構成】 基本構想・基本計画・実施計画	基本構想 (R2~R11)				
	前期基本計画 (R2~R6)			後期基本計画 (R7~R11)	
	実施計画	ローリング方式：2か年度を期間とし、毎年度見直し			
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3期計画 (R4~R8)				
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期 (R3~R5)				
障がい者計画	第3期 (R3~R8)				
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第6期、第2期 (R3~R5)				
子ども・子育て支援プラン (次世代育成支援対策行動計画) (子ども・子育て支援事業計画) (子どもの貧困対策推進計画)	第4期、第2期、第1期 (R2~R6)				
健康21プラン	第2期 (H29~R5)				
食育推進計画	第3期 (H29~R5)				
男女共同参画社会づくり 計画	第4次 (R4~R8)				
自殺対策計画	第1期 (R1~R5)				
地域防災計画 (令和4年3月改訂)					

## 5 圏域の考え方

本計画においては、第2期計画の考え方を継続させ、大・中・小の3層に分けた福祉圏域を設定します。これは市全体の大きな圏域から、隣近所といった小さな圏域まで、それぞれの圏域に応じた推進体制を整備することで、市民がより身近で住み慣れた地域での活動を行い、効果的な地域福祉活動を展開することができるという考え方です。

### 【圏域の考え方】



#### 大圏域（市全体のエリア）

主体：行政、社会福祉協議会、サービス提供事業者 等

#### 中圏域（市内を真岡、山前、大内、中村、二宮の5つの圏域に分けたエリア）

主体：地区区長会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会 等

なお、真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）においても、日常生活圏域として5つの圏域としています。

#### 小圏域（自治会等）

主体：住民、隣近所 等（最も身近な単位）

## 第2章 真岡市の地域福祉を取り巻く現状と課題

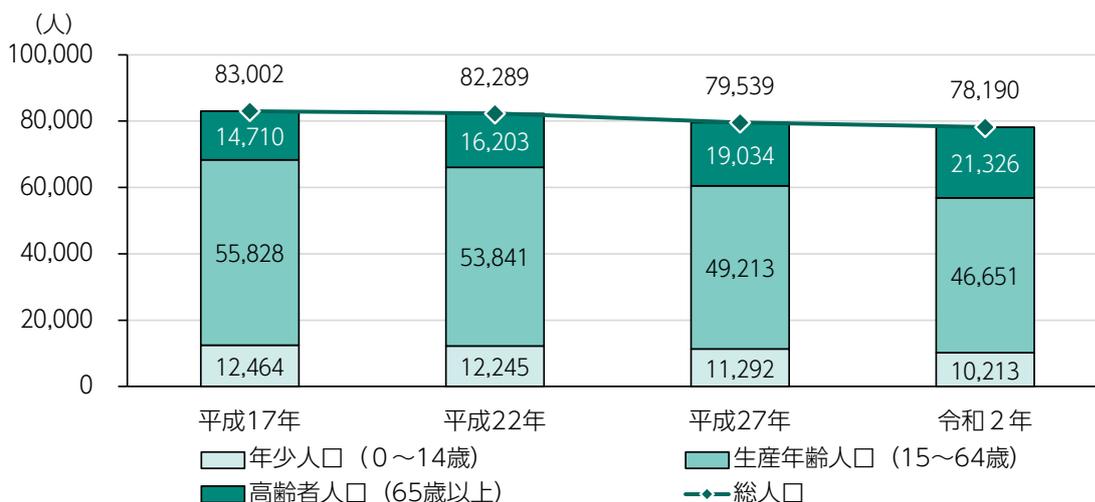
### 1 統計データからみる真岡市の現状

#### (1) 人口等の状況について

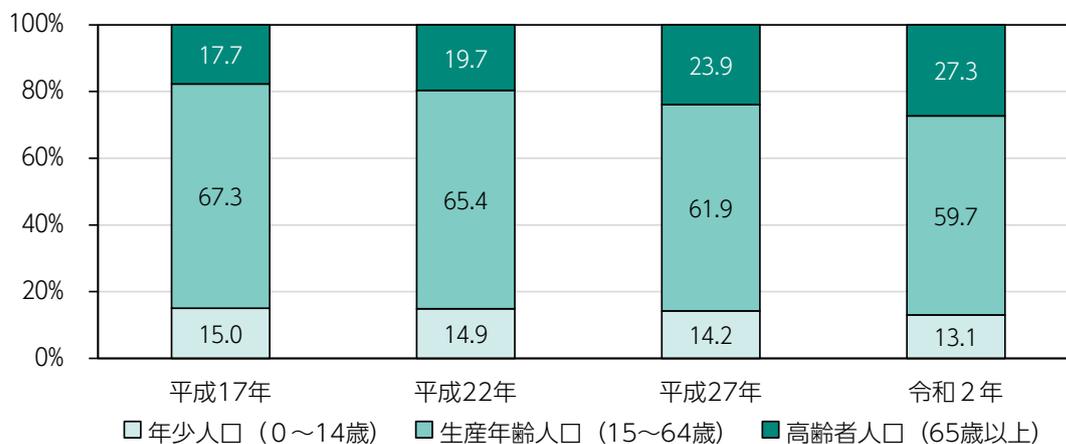
##### ① 総人口と年齢3区分別人口の推移

国勢調査による本市の総人口は、減少傾向がみられ、令和2年には78,190人となっています。年齢3区分別人口をみると、高齢者人口（65歳以上）の増加とともに、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少がみられ、本市においても少子高齢化が進行していることがわかります。

【総人口と年齢3区分別人口】



【年齢3区分別人口構成比】



資料：国勢調査

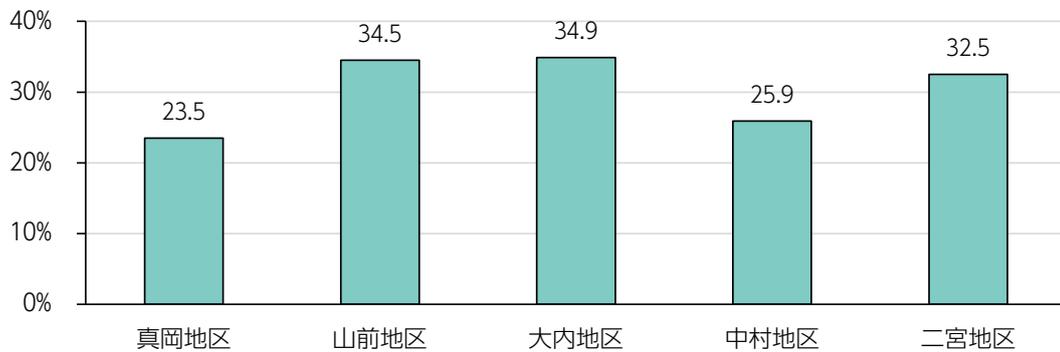
## ②地区別人口と高齢化率

令和3年の地区別高齢化率をみると、大内地区（34.9%）、山前地区（34.5%）、二宮地区（32.5%）と3地区の数値が高くなっています。

【地区別人口及び高齢化率】

地区名	真岡地区	山前地区	大内地区	中村地区	二宮地区
人口（人）	37,772	7,782	6,336	13,108	14,699
高齢者人口（人）	8,876	2,685	2,210	3,398	4,779
高齢化率（%）	23.5	34.5	34.9	25.9	32.5

【地区別高齢化率】

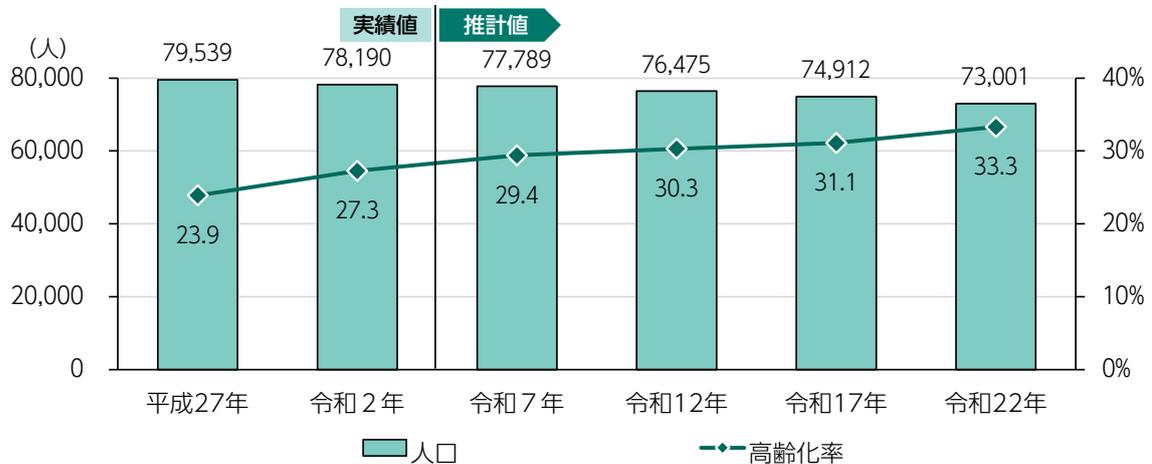


資料：住民基本台帳（令和3年10月1日時点）

## ③今後の人口及び高齢化率の推計

本市の人口ビジョンによると、今後も人口は減少し、高齢化率が高まることが予測されており、令和22（2040）年においては、人口が73,001人に減少し、高齢化率は33.3%と、3人に1人が高齢者という人口構成になることが予測されています。

【人口及び高齢化率の実績値と推計値】



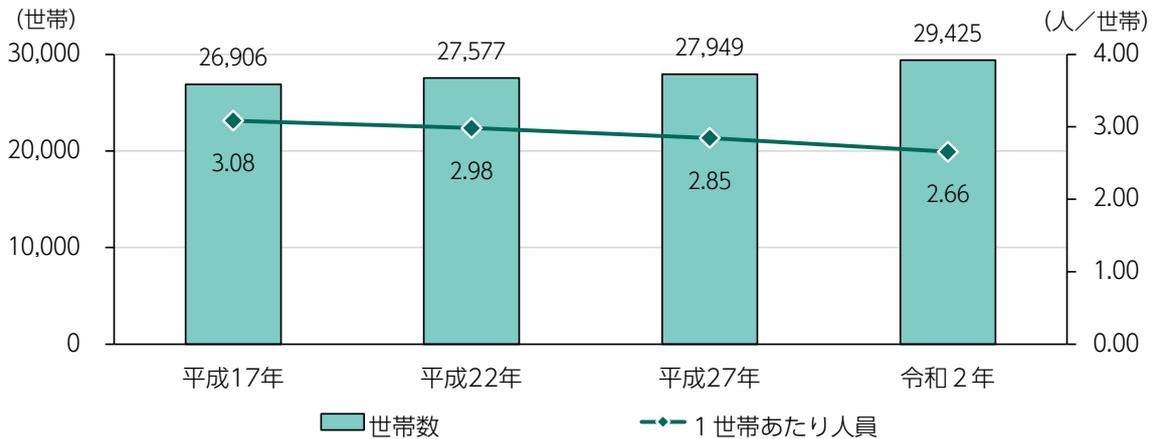
資料：国勢調査及び真岡市人口ビジョン

## (2) 世帯の状況について

国勢調査による本市の世帯数は、増加傾向がみられ、令和2年で29,425世帯と、平成17年の26,906世帯に対し、2,519世帯の増加となっています。

1世帯あたりの人員は、年々減少し、令和2年で2.66人となっています。

【世帯数と1世帯あたり人員】



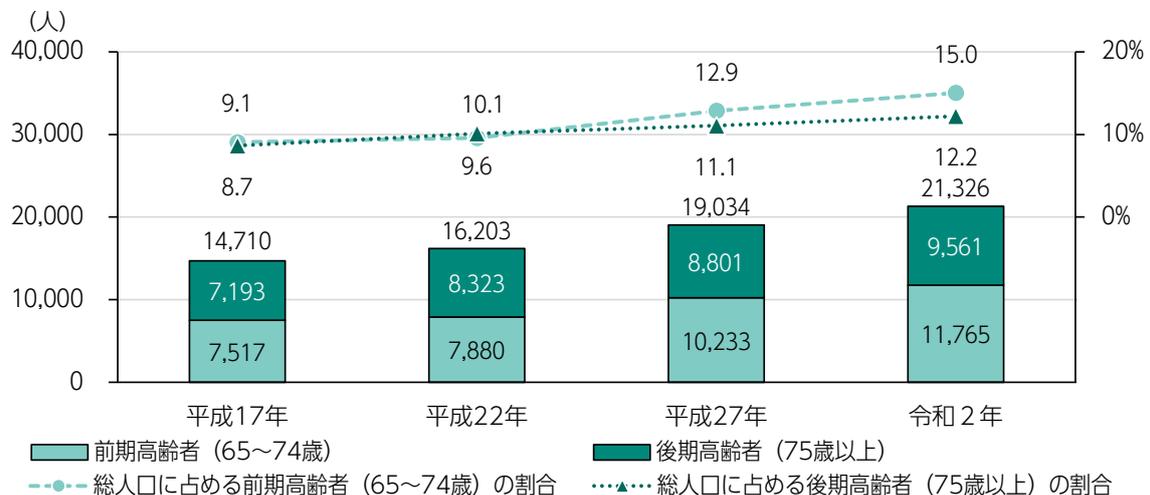
資料：国勢調査

## (3) 高齢者の状況について

### ① 前期高齢者と後期高齢者の推移

国勢調査による本市の高齢者人口をみると、前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）は共に増加しており、総人口に占める割合も増加傾向にあります。令和2年では、前期高齢者（65～74歳）が11,765人（総人口に占める割合が15.0%）、後期高齢者（75歳以上）が9,561人（同12.2%）となっています。

【前期高齢者と後期高齢者の推移】



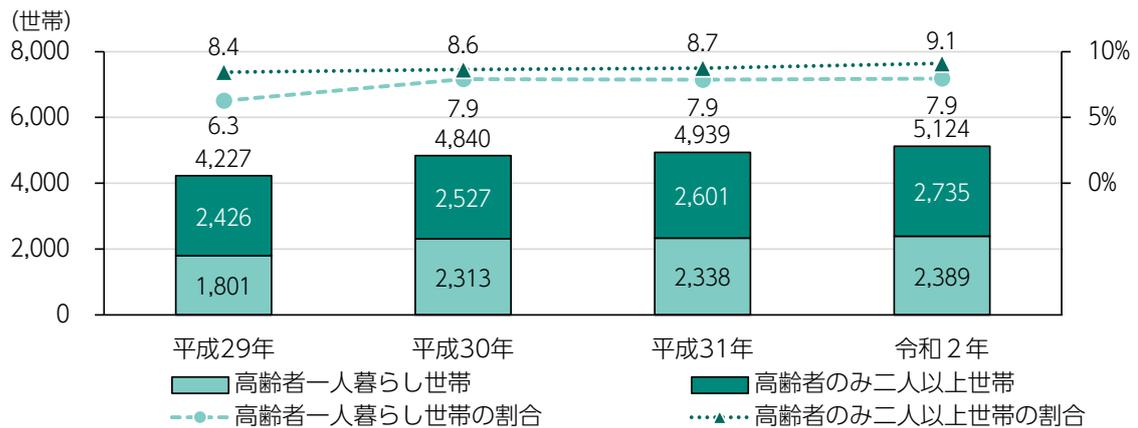
資料：国勢調査

## ②高齢者のみの世帯数の推移

高齢者のみの世帯数をみると、高齢者一人暮らし世帯と高齢者のみ二人以上世帯は共に増加しており、令和2年では、高齢者一人暮らし世帯が2,389世帯、高齢者のみ二人以上世帯が2,735世帯で、高齢者のみの総世帯数は5,124世帯となっています。

特に、高齢者一人暮らし世帯における平成29年から平成30年にかけての増加が顕著で、512世帯の増加となっており、総世帯数に占める割合も1.6ポイント増加しています。

【高齢者のみの世帯数及び総世帯数に占める割合の推移】



資料：高齢者実態調査

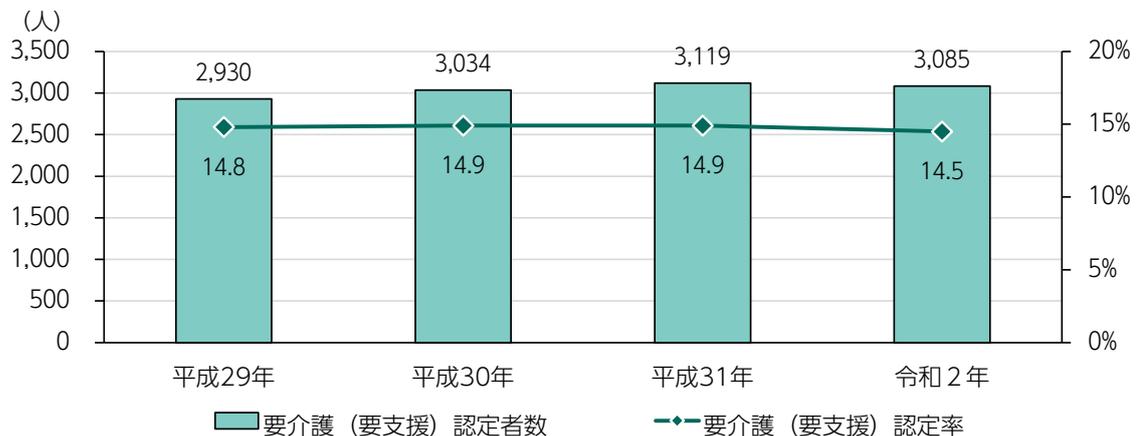
※世帯の割合は推計人口による総世帯数に占める割合

## ③要介護（要支援）認定者数・認定率の推移

要介護（要支援）認定者数をみると、平成29年から平成31年にかけては微増傾向となっていますが、その後、令和2年にかけては減少しており、令和2年では3,085人となっています。

要介護（要支援）認定率は、おおむね横ばいとなっていますが、平成31年から令和2年にかけては減少しており、令和2年では14.5%となっています。

【要介護（要支援）認定者数・認定率の推移】

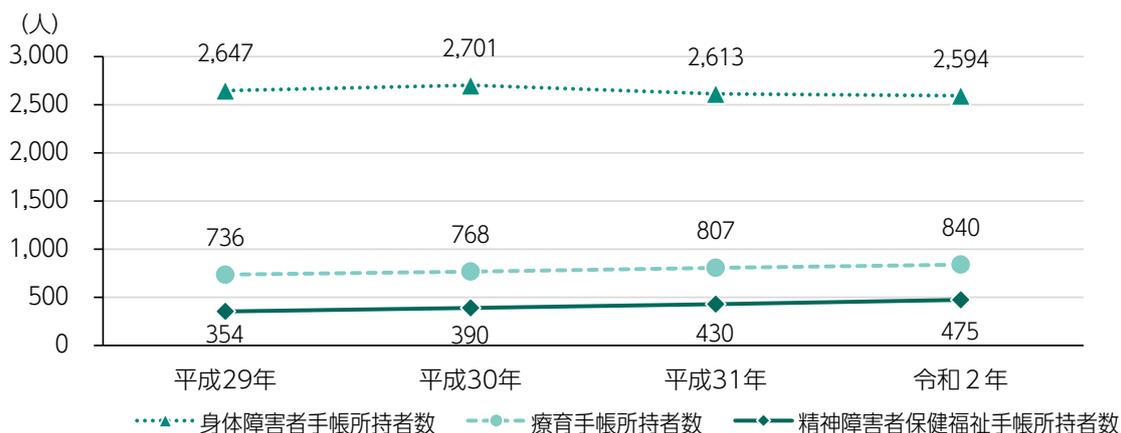


資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

## (4) 障がい者福祉関係の状況

障害者手帳種類別の所持者数をみると、令和2年では、身体障害者手帳所持者が2,594人、療育手帳所持者が840人、精神障害者保健福祉手帳所持者が475人となっており、平成29年から令和2年にかけて、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、共に増加しています。

【障害者手帳種類別所持者数の推移】

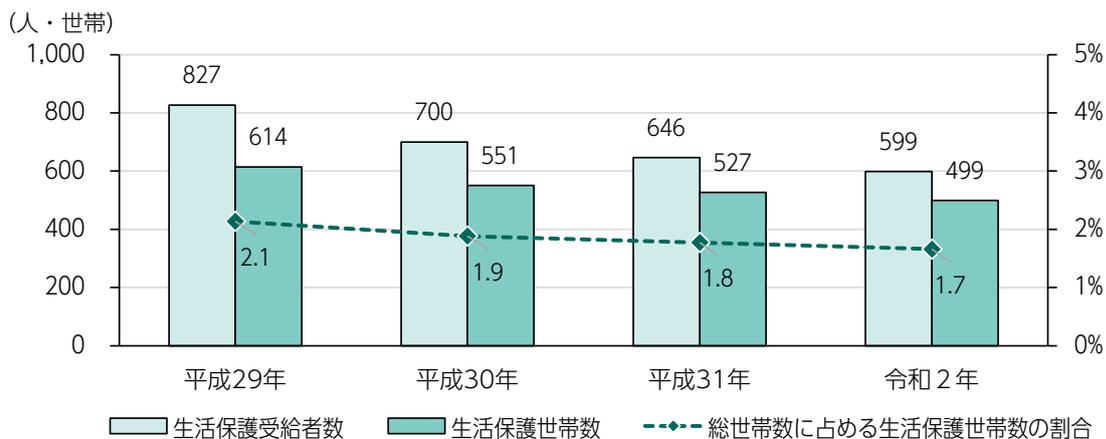


資料：とちぎリハビリテーションセンター（各年4月1日現在）

## (5) 生活保護の状況について

生活保護の状況をみると、令和2年では、生活保護受給者数が599人、生活保護世帯数は499世帯となっており、平成29年から令和2年にかけては、いずれも減少しています。

【生活保護受給者数・世帯数及び総世帯数に占める生活保護世帯数の割合の推移】



資料：生活保護月報（各年4月1日現在）

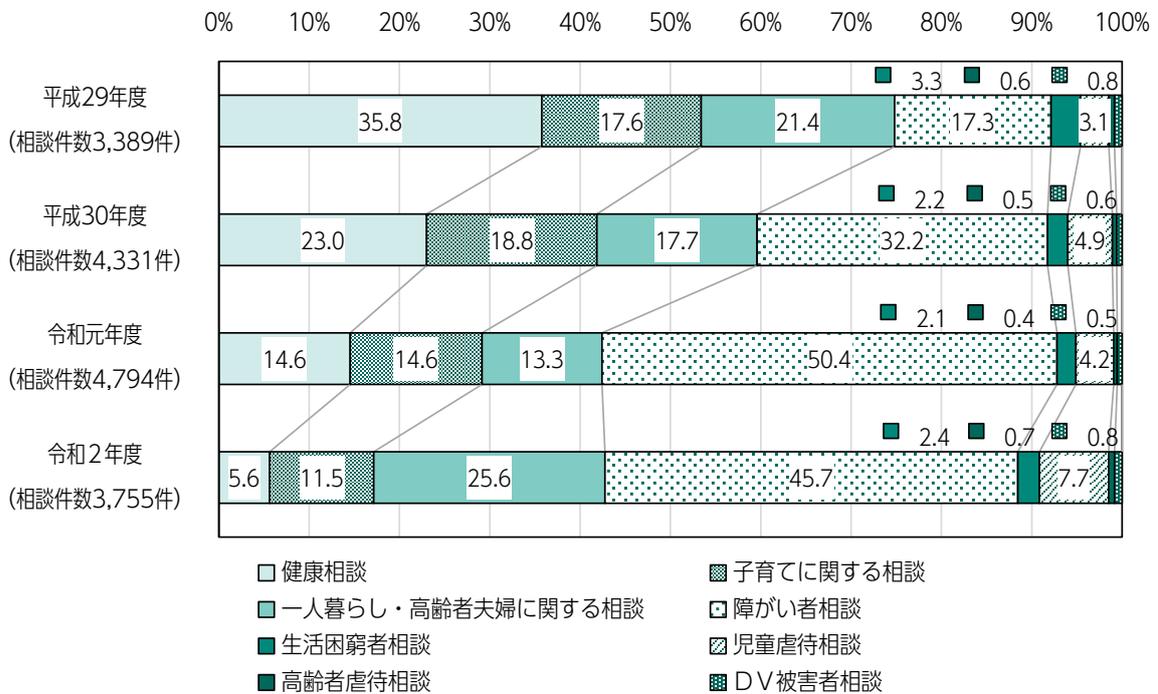
※世帯の割合は推計人口による総世帯数に占める割合

## (6) 相談支援の状況について

相談支援の状況について、各年度の相談支援の合計件数に占める各種相談件数の割合をみると、健康相談の減少傾向が顕著なのに対し、障がい者相談は平成29年度から令和元年度までの増加幅が大きく、令和2年度でも45.7%となっています。

また、相談支援の合計件数をみると、平成29年度から令和元年度にかけて増加傾向となっており、2年間で1,405件の増加となっています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、相談件数が減少していますが、その中で令和元年度から令和2年度にかけて相談件数の割合が増加している主な項目として、一人暮らし・高齢者夫婦に関する相談と児童虐待相談が挙げられます。

【各種相談状況（各年度の相談支援の合計件数に占める各種相談件数の割合）】



資料：各事業の担当課



## 2 市民アンケート調査からみる地域福祉の現状

### (1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、地域福祉に関する市民の意識や意向等を把握する「市民アンケート調査」を実施しました。

調査地域	真岡市全域
調査対象者	18歳以上の市内在住の人（無作為抽出）
調査期間	令和2年11月5日～12月4日
調査方法	郵送による発送、回収
回収結果	配布数：3,000件 有効回収数：1,454件 回収率：48.5%

調査結果の一部について、前回調査との比較を行っていますが、前回調査とは第2期計画策定時の平成28年度に行った市民アンケート調査のことです。

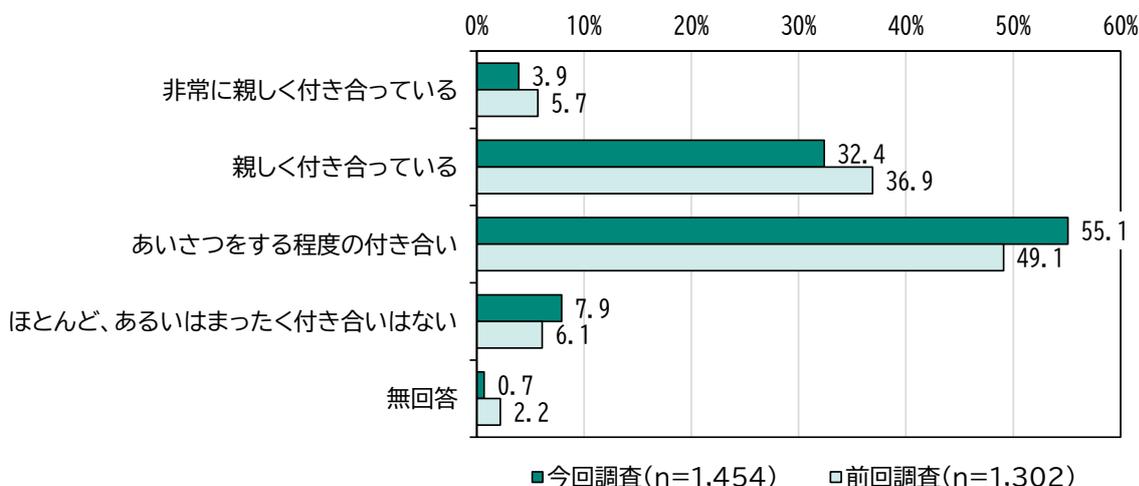
【参考】 前回調査：配布数：3,000件 有効回収数：1,302件 回収率：43.4%  
※調査対象者の抽出方法や調査方法等は、今回調査と同条件で実施している

### (2) 調査結果のポイント

#### ① 地域のつながりについて

##### ■ 近所付き合いの希薄化

近所の人との付き合いについては、「あいさつをする程度の付き合い」が5割以上と最も高くなっています。前回調査と比較すると、「非常に親しく付き合っている」、「親しく付き合っている」がそれぞれ低くなっているのに対し、「あいさつをする程度の付き合い」が6.0ポイント高くなっており、近所付き合いの希薄化が進んでいることがうかがえます。



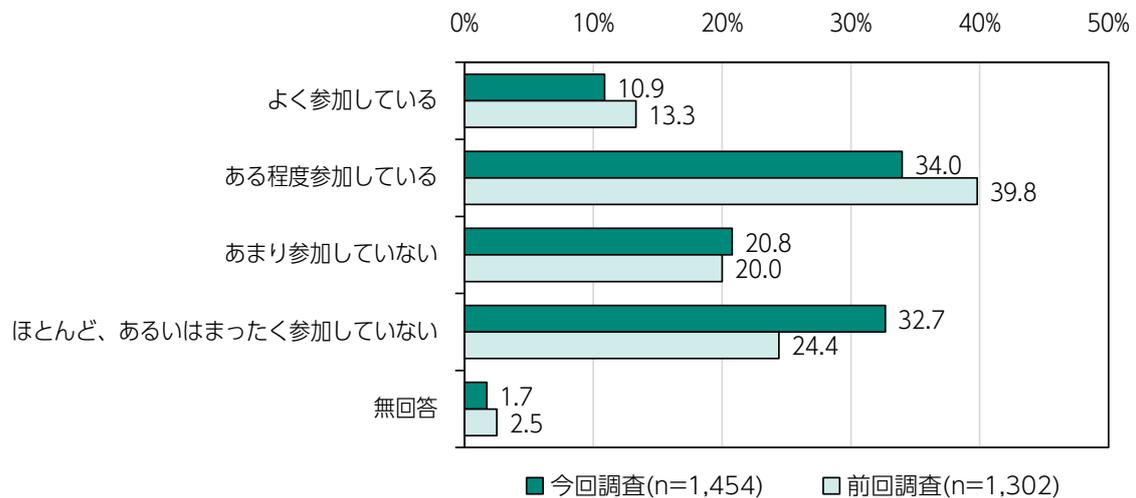
近所の人との付き合いについて年齢別で見ると、若い人ほど「あいさつをする程度の付き合い」、「ほとんど、あるいはまったく付き合いはない」の割合が高い傾向があります。

【「あいさつをする程度の付き合い」、「ほとんど、あるいはまったく付き合いはない」の合計値（年齢別）】

	18・19歳 n=21	20歳台 n=102	30歳台 n=169	40歳台 n=233	50歳台 n=216	60~64歳 n=135	65~69歳 n=187	70歳以上 n=388
回答率 (%)	95.2	85.3	85.2	74.3	67.1	63.0	50.3	43.0

■区・町会等の活動への参加頻度の低下

区・町会等の活動への参加頻度については、「ある程度参加している」が3割以上で最も高くなっている一方で、「ほとんど、あるいはまったく参加していない」も3割を超える結果となっています。前回調査と比較すると、「ある程度参加している」が5.8ポイント低くなっているのに対し、「ほとんど、あるいはまったく参加していない」が8.3ポイント高くなっており、参加頻度が下がっていることがうかがえます。



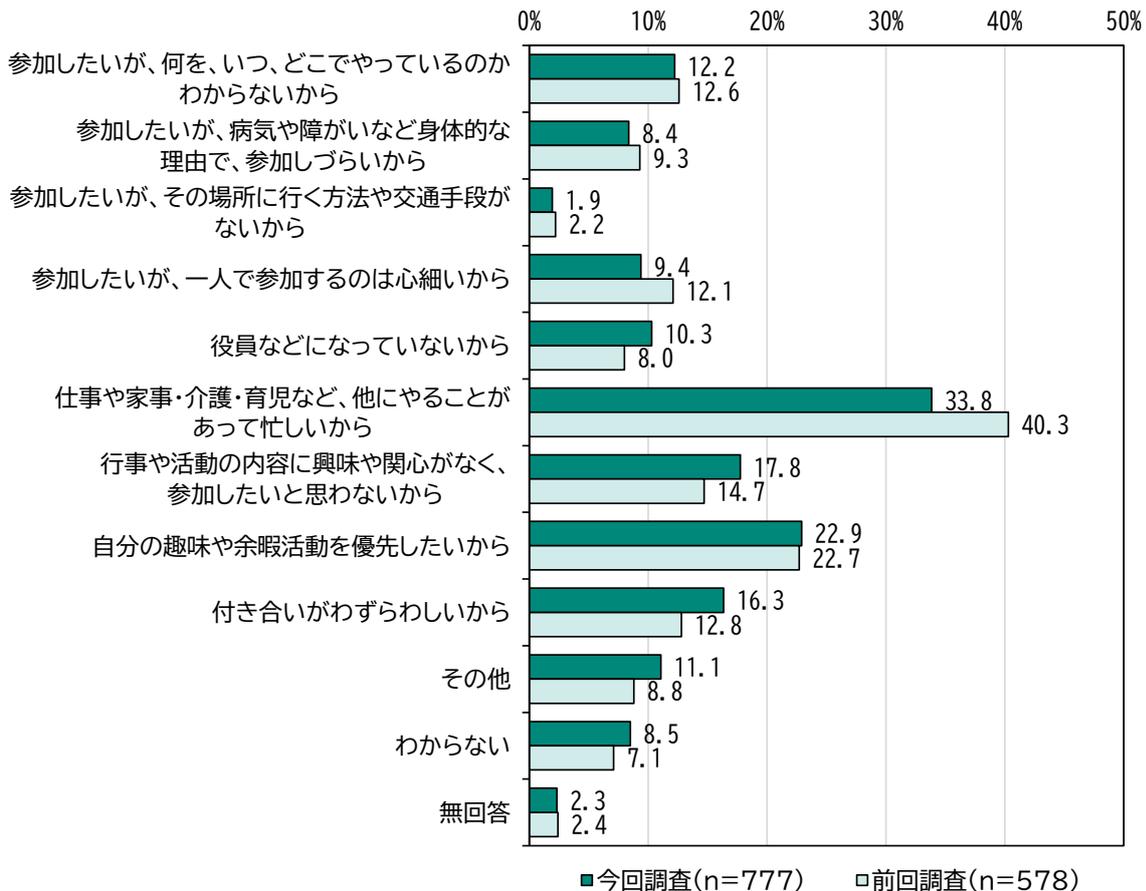
区・町会等の活動への参加状況を近所付き合いの状況別にみると、『近所付き合いがある人（「非常に親しく付き合っている」＋「親しく付き合っている」）』ほど区・町会等の活動へ参加しており、『近所付き合いが少ない人（「あいさつをする程度の付き合い」＋「ほとんど、あるいはまったく付き合いはない」）』ほど区・町会等の活動へ参加していない状況がうかがえます。

【区・町会等の活動への参加頻度（近所付き合いの状況別）】

(単位：%)		よく参加している	ある程度参加している	あまり参加していない	ほとんど、あるいはまったく参加していない	無回答
全体	(n=1,454)	10.9	34.0	20.8	32.7	1.7
近所付き合いの状況別	非常に親しく付き合っている (n=57)	42.1	36.8	10.5	8.8	1.8
	親しく付き合っている (n=471)	19.3	50.5	17.4	11.5	1.3
	あいさつをする程度の付き合い (n=801)	5.2	28.3	25.6	39.6	1.2
	ほとんど、あるいはまったく付き合いはない (n=115)	0.9	5.2	7.0	86.1	0.9

### ■区・町会等の活動への参加意欲の低下

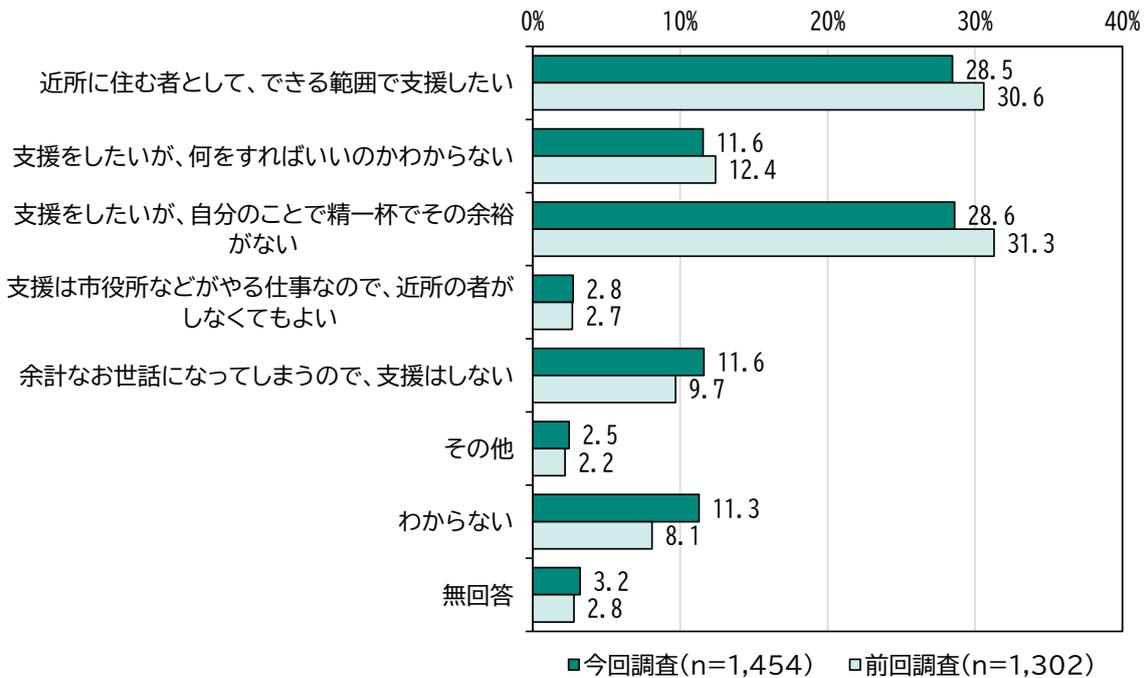
区・町会等の活動に参加していない理由をみると、「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しいから」が3割以上で最も高くなっていますが、前回調査と比較すると、6.5ポイント低くなっています。前回調査から割合が高くなっている主な項目をみると、「行事や活動の内容に興味や関心がなく、参加したいと思わないから」が3.1ポイント、「付き合いがわずらわしいから」が3.5ポイント高くなっており、興味・関心の低下や付き合いの希薄化が進んでいることがうかがえます。



## ②地域における支援について

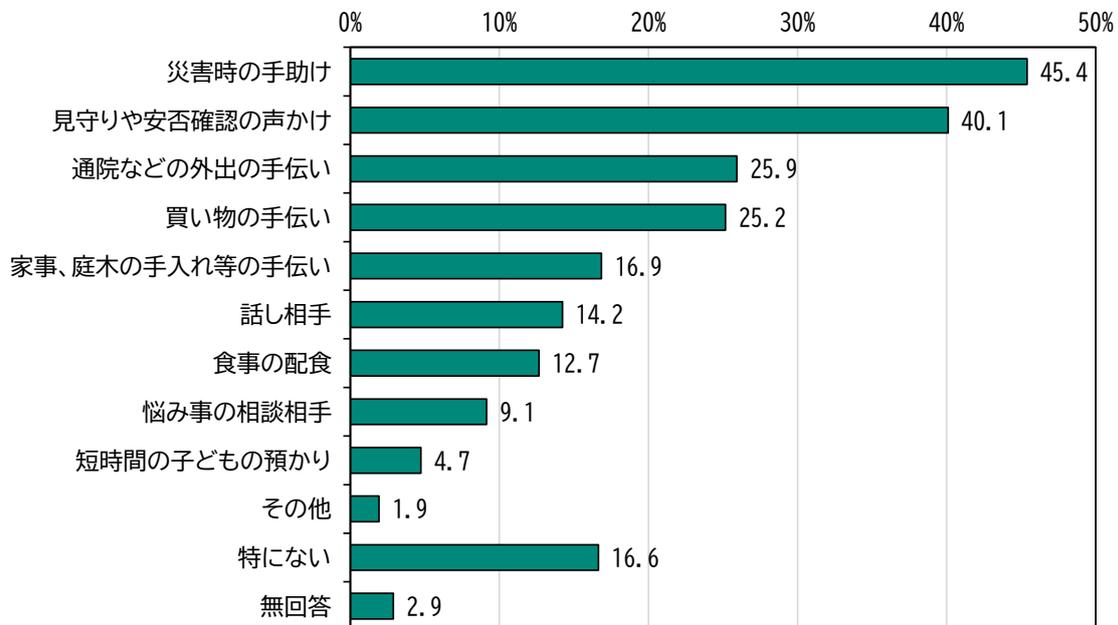
### ■隣近所への支援の意識について

隣近所の人への支援に関する考えについては、『支援をしたいと考えている人（「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」＋「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」＋「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」）』の割合は68.7%となっており、前回調査と比較すると、5.6ポイント減少しています。



## ■地域において希望する援助について

日常生活が不自由になった時、希望する援助については、「災害時の手助け」が45.4%で最も高くなっています。また、「見守りや安否確認の声かけ」が約4割、「通院などの外出の手伝い」、「買い物の手伝い」が2割以上と、災害のような非常時や緊急時の援助のみならず、日常生活における援助を希望する割合も高くなっています。



■今回調査(n=1,454)

### 第3期計画策定時における新規設問

#### 設問設定の意図

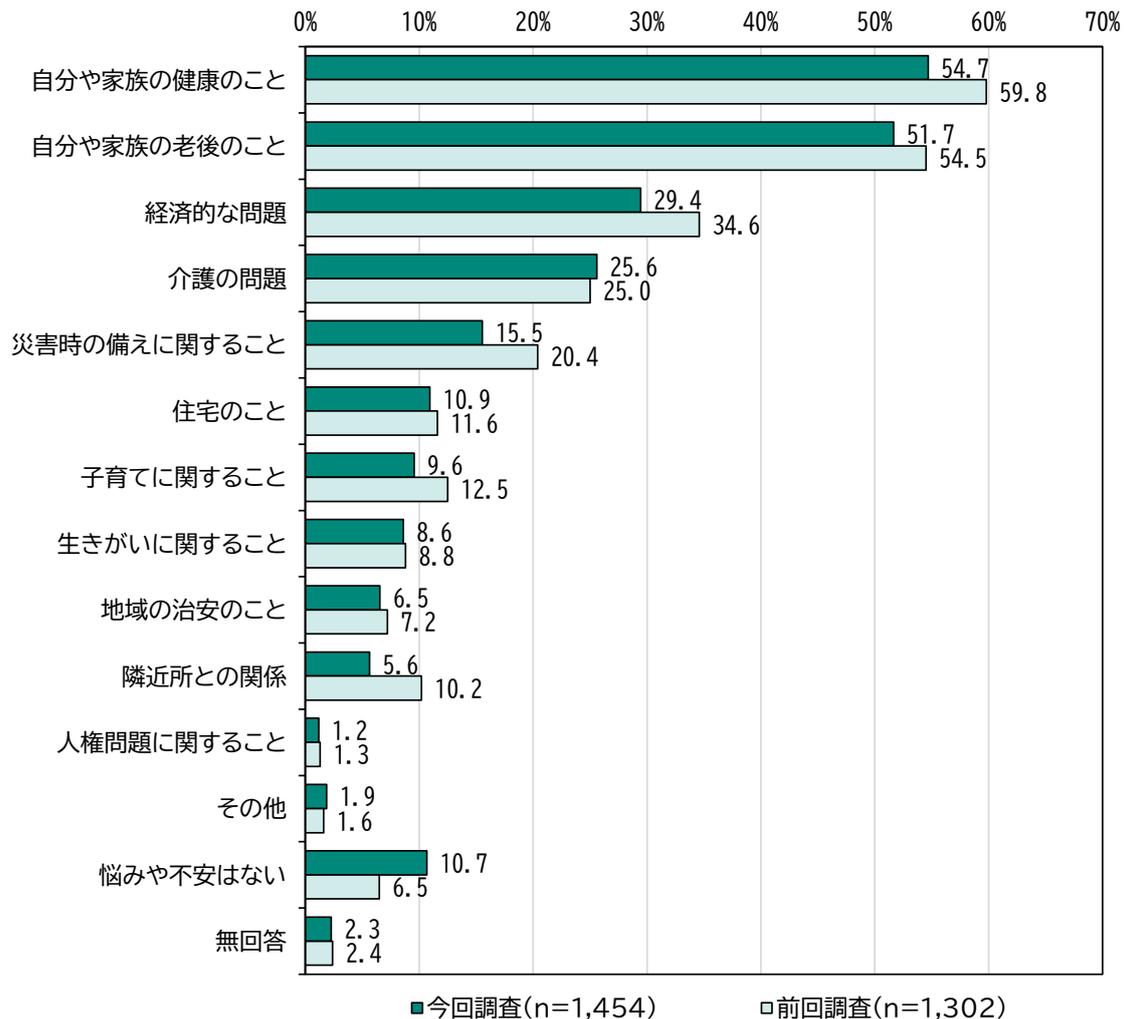
日常生活が不自由になった時に希望する援助をうかがうことで、ニーズの高い支援を把握し、支援体制の整備や地域住民による助け合いの仕組みづくりを検討します。

### ③相談について

#### ■悩みや不安といった課題の多様化・複合化

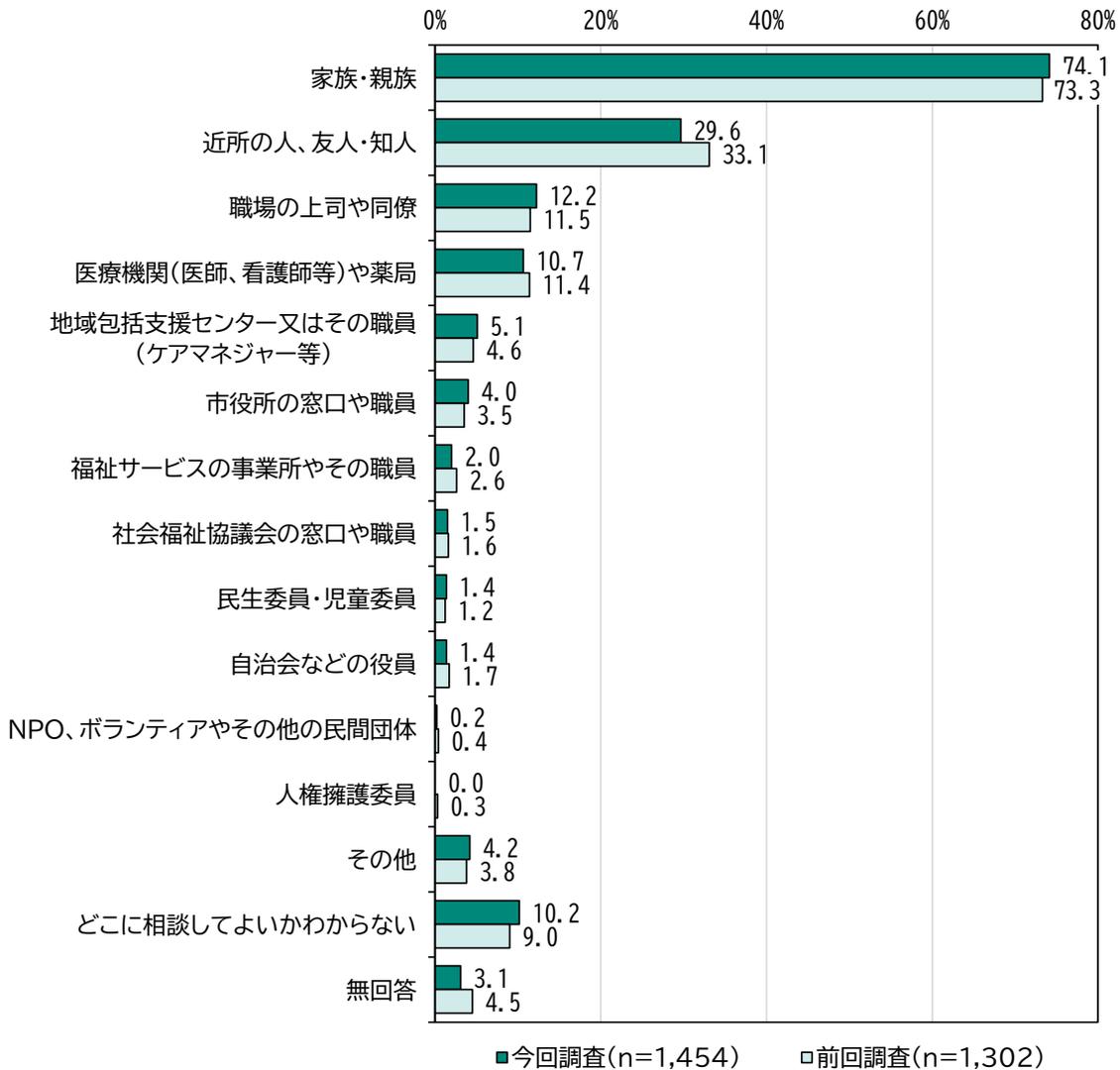
日々の生活における主な悩みや不安については、「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」が5割以上、「経済的な問題」、「介護の問題」が2割以上となっているほか、「災害時の備えに関すること」が上位項目として挙げられており、様々な悩みや不安を抱えていることがうかがえます。

また、回答者のうち、主な悩みや不安について、2項目以上選択している人の割合は6割以上となっており、複数の分野にまたがる悩みや不安を抱えている割合が高いことがうかがえます。



### ■相談につながらないことによる問題の深刻化や孤立化

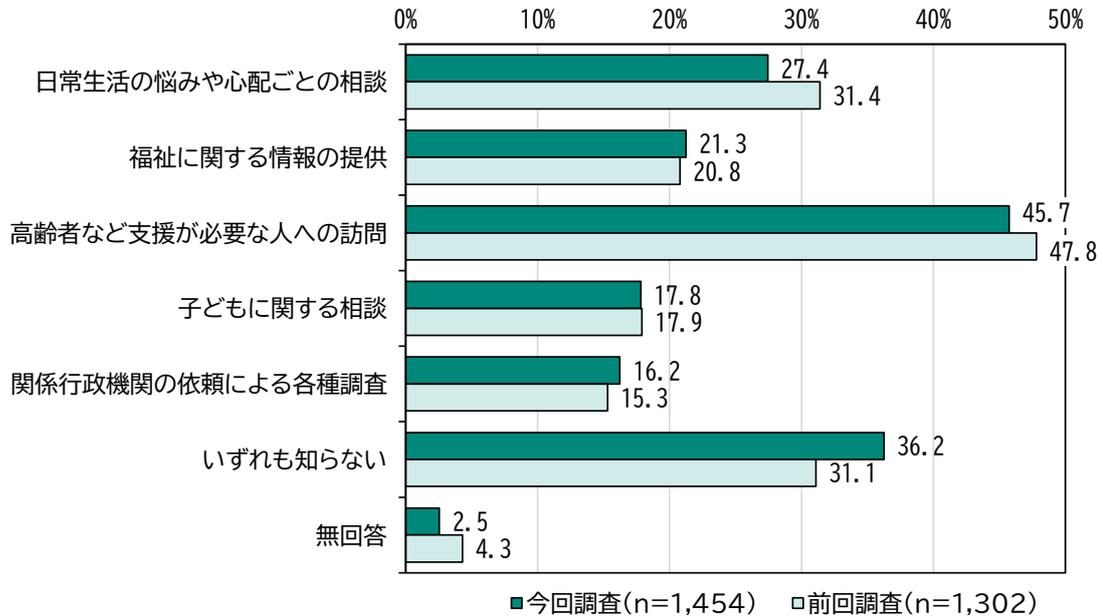
悩みや不安に関する相談先については、「家族・親族」、「近所の人、友人・知人」の割合が高くなっている一方で、「どこに相談してよいかわからない」が約1割となっており、必要な相談に結び付いていない人が一定数いることがうかがえます。



#### ④ 民生委員・児童委員、社会福祉協議会について

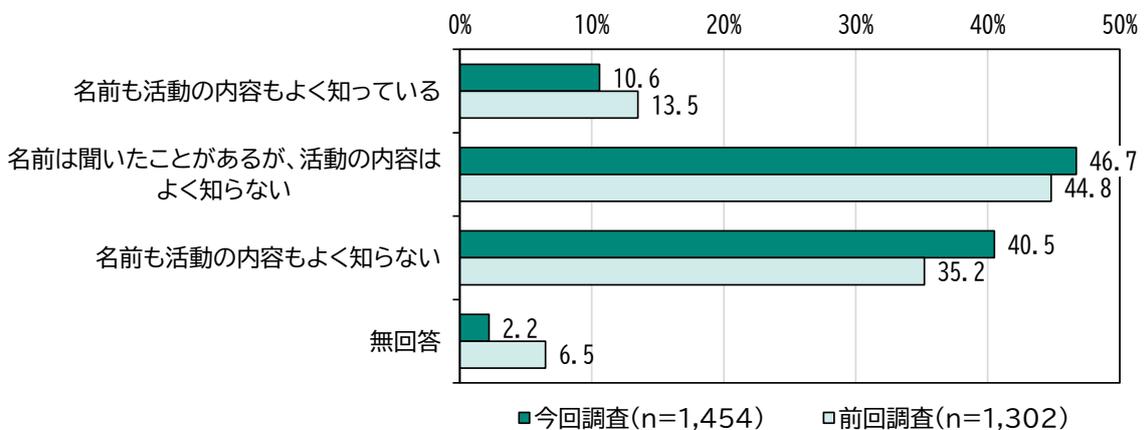
##### ■ 民生委員・児童委員が行う活動の認知度が低い

民生委員・児童委員が行う活動のうち知っている活動について、「いずれも知らない」の割合は3割以上となっています。前回調査と比較すると、5.1ポイント高くなっており、周知が進んでいない状況がうかがえます。



##### ■ 社会福祉協議会の認知度が低い

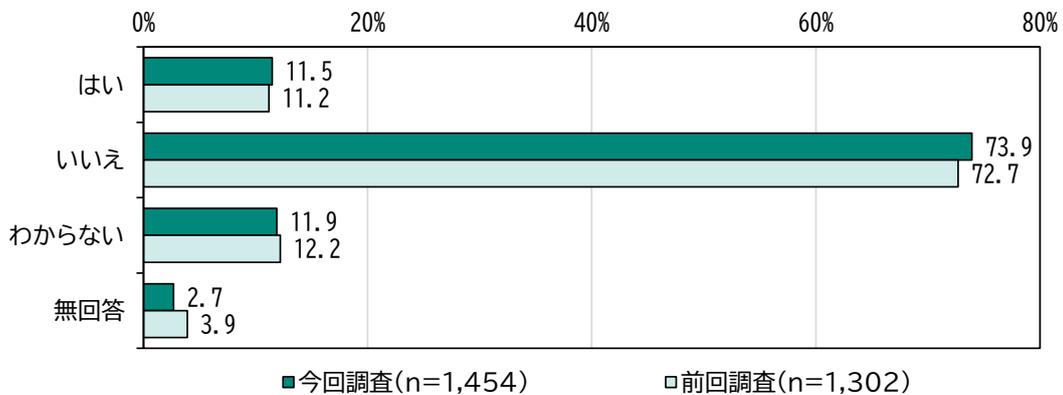
社会福祉協議会の認知度について、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」、「名前も活動の内容もよく知らない」がいずれも4割以上となっています。『よく知らない（「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」＋「名前も活動の内容もよく知らない」）』の割合を前回調査と比較すると、7.2ポイント高くなっており、周知が進んでいない状況がうかがえます。



## ⑤災害について

### ■地域の防災訓練への参加率が低い

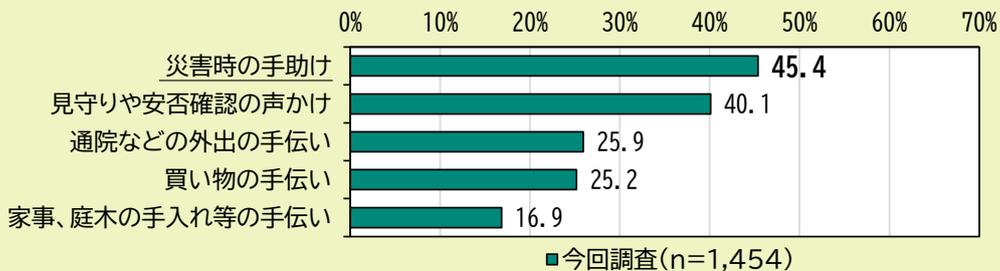
地域の防災訓練への参加状況については、参加していない人（「いいえ」）の割合が7割以上となっており、前回調査とも同様の傾向となっています。



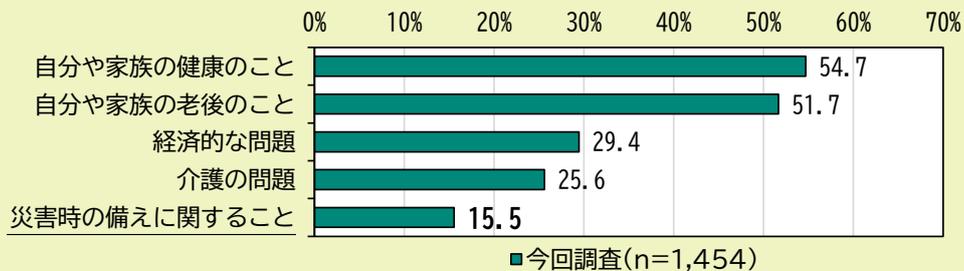
一方で、日常生活が不自由になった時、希望する援助については、「災害時の手助け」が4割以上、日々の生活における主な悩みや不安については、「災害時の備えに関すること」が1割以上となっています。

### 【災害に関する市民の意識】

#### 日常生活が不自由になった時、希望する援助（上位5項目）



#### 日々の生活における主な悩みや不安（上位5項目）

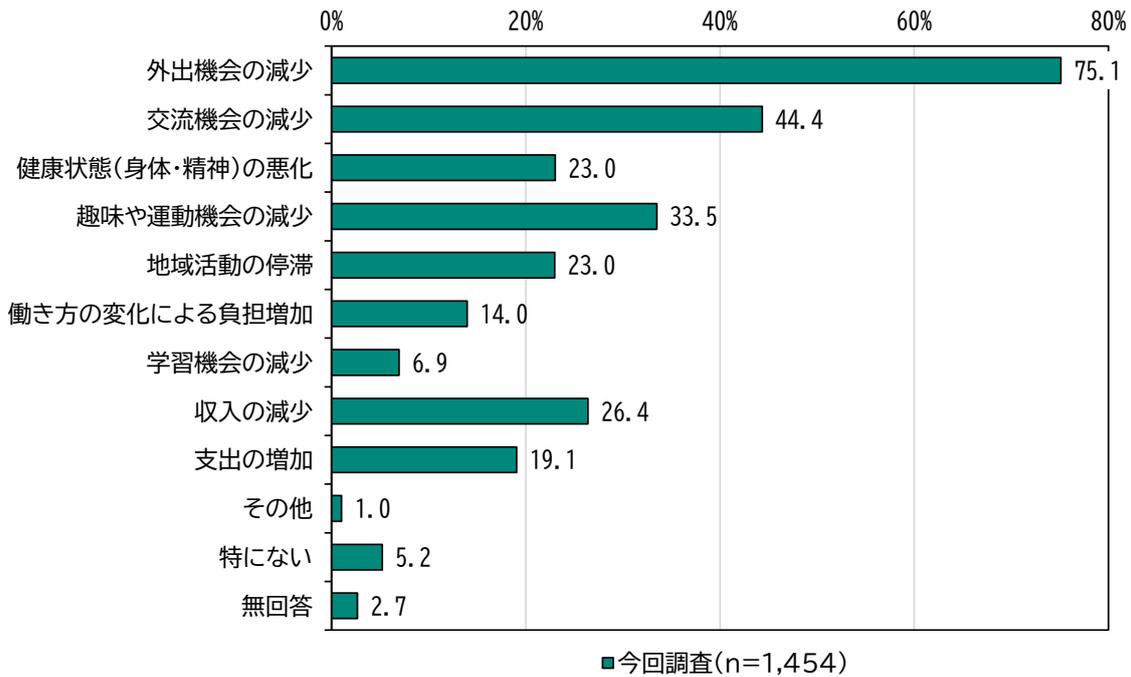


災害時の支援を希望する人や災害時の備えに関する悩みや不安を抱えている人がいる中で、地域における防災訓練の実施やその参加促進を図る必要があります。

## ⑥新型コロナウイルス感染症の影響について

### ■コロナ禍における新たな課題の顕在化

新型コロナウイルス感染症の拡大により、日常生活において影響の大きいものについては、「外出機会の減少」が7割以上、「交流機会の減少」が4割以上と高くなっています。感染症拡大防止の観点から必要とされる自粛生活は、これまでの地域活動にも大きな影響を与えていることがうかがえます。今後は人と人の関わり方、地域活動のあり方などを含めて「新しい生活様式」に留意しながら地域福祉を推進していく必要があります。



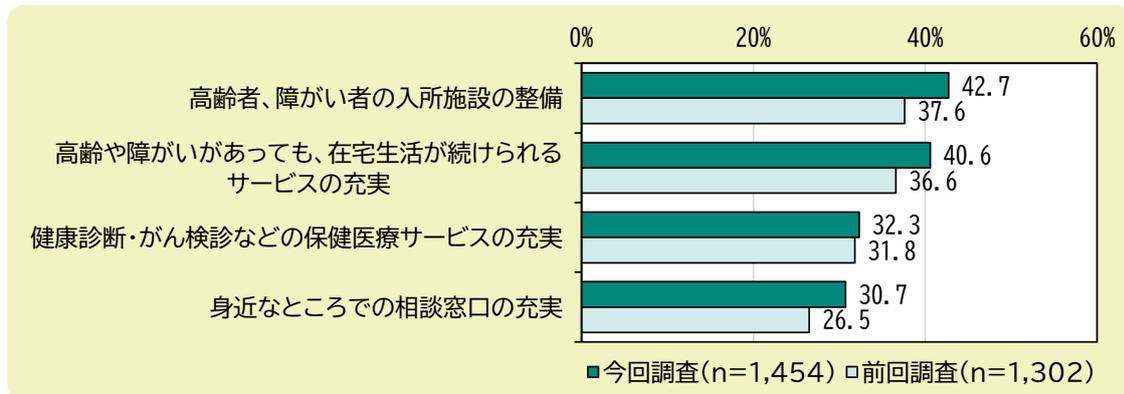
### 第3期計画策定時における新規設問

#### 設問設定の意図

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響の大きいものを把握し、今後地域福祉を推進するうえで、必要な感染症対策を検討する基礎資料とします。

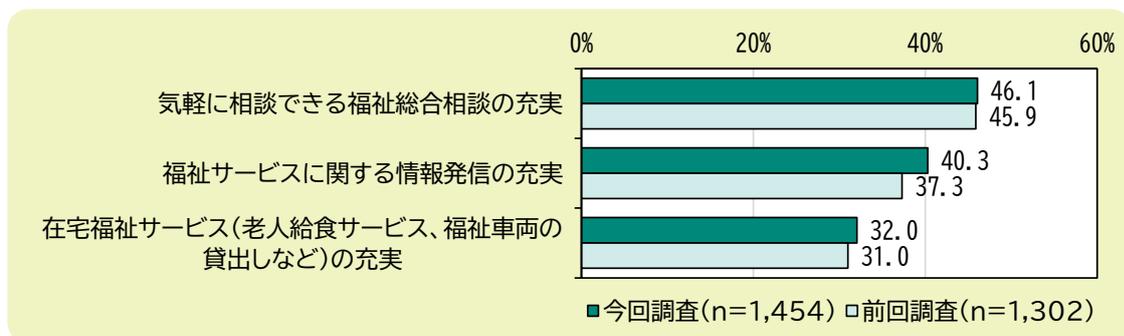
## ⑦今後取り組むべき施策や活動について

### 【市の取組として優先して充実すべき施策】



※回答の構成比が3割以上の項目を抜粋して掲載

### 【今後、充実してほしい社会福祉協議会の活動、支援】



※回答の構成比が3割以上の項目を抜粋して掲載

市や社会福祉協議会が今後取り組むべき施策や活動としては、“福祉サービス”や“健康づくり”、“相談体制”、“情報提供”の充実を求める割合が高くなっています。

### 市や社会福祉協議会が今後取り組むべき施策や活動

福祉サービスの充実

健康づくりの充実

相談体制の充実

情報提供の充実

### 3 関係団体等の現状

#### (1) 民生委員児童委員協議会

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受けた人です。社会福祉の増進のために、常に市民の立場に立って、援助を必要とする人々に対し、生活や福祉全般に関する支援を行っています。

また、民生委員は、児童福祉法によって児童委員も兼ねており、地域の子どもや妊産婦等の福祉等の向上のため必要な支援を行っています。

民生委員には、一定の区域を担当する民生委員・児童委員と、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。

民生委員児童委員協議会は、民生委員が連携・協力し合うことにより職務を機能的かつ効果的に遂行するとともに、必要な知識や技術等の向上を相互に促進することを目的とした組織で、職務に関する連絡・調整、資料・情報の収集、研修、報告などを行っています。

本市には、真岡東部地区、真岡西部地区、山前地区、大内地区、中村地区、二宮地区に6つの地区民生委員児童委員協議会があり、153名の民生委員・児童委員がいます。

地区民生委員児童委員協議会数	6 組織
民生委員・児童委員数	153 名
区域担当民生委員・児童委員数	141 名
主任児童委員数	12 名

※令和3年9月1日現在

#### 【区域担当民生委員・児童委員の活動】

- ・住民の生活状態を把握
- ・福祉サービスを利用する人への支援
- ・社会福祉を目的とする事業を営むものや福祉活動を行うものとの連携とその活動の支援
- ・生活福祉資金の貸付制度に対する協力
- ・児童の健全育成のための地域活動
- ・児童虐待への取組
- ・関係機関への意見具申
- ・保護の必要な児童等を発見した場合の連絡通報

## (2) 自治会

自治会は、一定の地域に住む人たちが、自主的に組織し運営している市民の組織です。本市には、現在133区の自治会があり、地域の誰もが生きがいを持って安心して暮らせる社会を築くため、防災・防犯・交通等の安全安心を守る活動、生活環境を守る活動、身近な福祉を育てる活動等に取り組んでいます。

一方で、自治会の加入率の推移をみると年々低下しており、自治会未加入者の加入促進が求められています。

### 【自治会加入率の推移】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
自治会 加入率 (%)	75.5	74.7	74.0	73.3	72.7

※各年度 4 月 1 日現在の住民基本台帳上の世帯数に対する、各自治会に加入している世帯の合計数の割合

## (3) 地域公民館

地域公民館は、自治会等で自主的に設置され、市内で167館あります。地域公民館では、「公民館まつり」をはじめ、花づくりを通じて地域住民同士のふれあいを持ち、地域の環境美化、地域づくりを推進する「花いっぱい運動」や率直な意見を出し合い、地域公民館のあり方や、青少年の健全育成等、諸問題について話し合う「地域座談会」、地域芸能の後世への伝承や地域の連帯感と郷土愛の心を育むことを目的として、地域に根ざした芸能を一同に発表する「地域芸能発表会」等、地域の特性を生かした地域づくり事業を行っています。

## (4) 子ども会育成会

子ども会とは、子どもたちが自分で考え、主体的に活動することを目的とした組織です。本市では、自治会単位で組織されることが多く、スポーツ大会やお楽しみ会、クリスマス会、清掃活動等を行っています。また、育成会は子ども会に所属する子どもたちの保護者で構成され、子ども会の活動を側面から支援するための組織であり、双方を合わせて子ども会育成会と称しています。

近年は、少子化の影響で会員数は減少していますが、市内には114単位の子どもの会育成会が活動しています。

## (5) 老人クラブ

老人クラブは、おおむね60歳以上の人で、活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する人たちが組織する、地域を基盤とした自主組織であり、高齢者が生きがいと健康づくり、レクリエーション等に取り組む「生活を豊かにする楽しい運動」と、高齢者が持っている経験と知恵を生かして「地域を豊かにする社会運動」に取り組んでいます。

現在、市内には72の老人クラブがあり、各クラブの実情に応じ、ゲートボールや健康体操等の健康づくり、児童の見守りや防犯パトロール、公園の清掃等の社会奉仕活動、学習会や展示会等の教養文化活動を行っています。

### 【老人クラブ数の推移】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
老人クラブ数 (クラブ)	79	79	78	73	72

※各年度 5 月 31 日現在

## (6) 市民活動団体（NPO、ボランティア）

市内には、NPO法人をはじめとする多くの市民活動団体が様々な分野で、地域に根付いた社会貢献活動を行っています。本市では、真岡市市民活動推進センター「コラボレもおか」を中心として、市民活動団体やボランティア等において既に活動している215の団体や、これから活動しようとしている人たちに対して、交流の場の提供や相談、研修・講座の開催、情報発信等を行っています。

また、社会福祉協議会には地域福祉活動を目的とする市民活動団体や個人で構成する登録団体が16団体あり、行政や各福祉関係団体等が主催するイベントへの協力等を行っています。



## (7) 民間事業者

民間事業者は、商店や企業等の多様な社会資源と協働し、地域福祉の推進を図るため、地域の課題に対し、新たな視点やノウハウの提供、ボランティア活動の実施、寄附といった社会貢献活動等に取り組むことが期待されます。

## (8) 法人間連携

社会福祉法人は、創意工夫を凝らした多様な「地域における公益的な取組」を推進することが求められています。また、社会福祉法人等が連携することで地域の課題解決力の向上も期待されます。



## 4 第2期計画の取組評価

市及び社会福祉協議会では、第2期計画に掲げた施策について、市での真岡市地域福祉計画庁内検討委員会と真岡市地域福祉計画策定委員会、社会福祉協議会での真岡市地域福祉活動計画策定委員会で評価を行い、次期計画に向けた課題を次の通りにまとめました。

### 【第2期計画における基本目標及び施策】

基本目標	施策
【基本目標1】 共に助け合い、支え合うまち	(1) 支え合いの仕組みづくり
	(2) 福祉意識の向上のための取組
	(3) 福祉活動を担う人材の育成
【基本目標2】 充実した福祉サービスのあるまち	(1) 地域福祉ネットワークの構築
	(2) 地域における福祉サービスの充実
	(3) 相談体制と情報提供の充実
	(4) 福祉サービスの質的向上
【基本目標3】 安全で安心して暮らし続けられるまち	(1) 暮らしやすい住環境の整備
	(2) 安心して暮らせる環境の整備
	(3) 市民一人一人の人権の尊重

### 【取組評価の見方】

各施策・取組の関連事業ごとに進捗状況の評価を行いました。評価基準については以下の4区分となっています。

- A：計画通りに順調に推移している（達成率100%以上）
- B：おおむね計画通りに推移している（達成率70%以上100%未満）
- C：計画よりやや遅れが生じている（達成率50%以上70%未満）
- D：計画より遅れが生じている（達成率50%未満）

※数値目標を掲げていない事業については、担当課による自己評価となります。

## 基本目標1 「共に助け合い、支え合うまち」に係る評価

## 市における取組評価

## 【各事業の取組評価】

施策	取組	関連事業	評価
(1) 支え合いの 仕組みづく り	①地域の助け合い活 動の推進	地域共助活動推進事業	D
	②地域の見守り体制 の確保	高齢者等見守りネットワーク事業 (地域福祉づくり推進事業)	D
		放課後児童健全育成事業	B
		地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	B
	③自治会組織等への 支援	老人クラブ支援事業	B
		地域づくり事業	B
		地域コミュニティ事業	B
(2) 福祉意識の 向上のため の取組	①地域福祉活動の情 報提供の充実	民生委員・児童委員(社会福祉協力員)活動支援事業	A
		真岡市ケーブルテレビ施設管理運営事業	A
	②福祉教育等の推進	福祉教育の充実	B
		出前講座開設事業	A
		子どもふれあい事業	D
(3) 福祉活動を 担う人材の 育成	①地域の多様な人材 の育成	手話奉仕員養成事業	B
		認知症サポーター養成講座	B
		消費生活リーダー養成講座受講生助成事業	B
		家庭教育オピニオンリーダー養成事業	B
		親学習プログラム指導者養成事業	B
	女性教育指導者養成事業	B	
	②NPO、ボランティ ア活動の活性化	市民活動推進センター運営事業	B

## 【数値目標に対する進捗状況】

施策	指標名		目標年次	実績				進捗率 (%)
			令和 3年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
(1) 支え合い の仕組み づくり	地域共助活動推進事業 実施区数	区	30	7	7	7	6	20.0
	地域福祉づくり推進事業 (高齢者等見守りネット ワーク事業)	区	30	18	17	18	13	43.3
	放課後児童クラブ数	クラブ	18	18	18	17	17	94.4
(2) 福祉意識 向上のため の取組	民生委員・児童委員(社 会福祉協力員)活動の PR回数	回	3	3	2	2	3	100.0
	ケーブルテレビ加入世 帯数	世帯	4,940	4,220	4,379	4,748	5,096	103.2
	出前講座数(実施数)	講座	150	174	173	166	48 *1	110.7
	子どもふれあい事業実 施区数	区	60	64	65	65	20	33.3
(3) 福祉活動 を担う人 材の育成	認知症サポーター養成 講座受講者数	人	12,000	10,035	10,436	10,654	10,787	89.9
	家庭教育オピニオンリ ーダー会員数	人	30	25	24	22	21	70.0
	市民活動推進センター 登録団体数	団体	230	220	217	217	215	93.5

※進捗率は、目標年次(令和3年度)に対する令和2年度時点の進捗率

\*1:新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が縮小となったため、令和元年度の実績値を使用し進捗率を算出する。

## 【市における取組の総括】

地域共助活動推進事業・高齢者等見守りネットワーク事業では、地域によって活動に差があり、実施区数の横ばい傾向がみられています。地域共助活動推進事業については、生活支援体制整備事業と共に助け合い事業を進め、支え合いの仕組みづくりを広めるほか、高齢者等見守りネットワーク事業では参加自治体が増えるよう周知を図るほか、取り組みやすい事例の紹介などの情報提供を含めた周知が必要です。

福祉教育等の推進を図るため、新型コロナウイルス感染症対策を講じた開催方法などを検討し、引き続き高齢者や障がい者、子育て家庭への理解を深める福祉教育等の学習の場を提供し、福祉の心を醸成することが必要です。

地域共生社会の実現に向けて、福祉活動の大切さや重要性を理解してもらうために、身近で気軽にできる福祉活動をPRし、地域の福祉を担う人材を育成するための講座の開設を継続実施することが必要です。

社会福祉協議会における取組評価

【各事業の取組評価】

施策	取組	関連事業	評価
(1) 支え合いの 仕組みづくり	①地域の連携体制の 強化	生活支援体制整備事業	B
	②支え合いとふれあいの 場づくりの推進	ふれあい・いきいきサロン事業	A
(2) 福祉意識の 向上のため の取組	①福祉教育の充実	福祉教育推進事業：小学生（ふれあい体験講座等）	C
		福祉教育推進事業：中学生（ボランティアスクール等）	B
		おじいちゃん保父事業	C
	②地域の福祉活動への 支援	ボランティア登録及び派遣事業	A
(3) 福祉活動を 担う人材の 育成	①ボランティア養成 講座の開催	傾聴ボランティア養成事業	D
		手話ボランティア養成事業	A
		点字ボランティア養成事業	C
		音訳ボランティア養成事業	D
	②ボランティアセン ター機能の充実	ボランティア登録及び派遣事業	D
		ボランティア団体支援事業	A
		ボランティアセンター情報共有事業	A
③地域福祉を展開す る人材の確保	地域福祉推進員事業	C	

## 【数値目標に対する進捗状況】

施策	指標名		目標年次	実績					進捗率 (%)
			令和 3年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
(1) 支え合い の仕組み づくり	第2層協議体設置数	か所	5	1	3	4	4	80.0	
	ふれあい・いきいきサ ロン設置数	か所	40	44	45	53	57	142.5	
(2) 福祉意識 向上のため の取組	小学生を対象とした講 座参加者数	人	20	22	9	13	未実施	65.0 *1	
	中学生を対象とした講 座参加者数	人	30	26	20	28	未実施	93.3 *1	
	ボランティア派遣件数	件	100	71	91	120	26	120.0 *1	
(3) 福祉活動 を担う人 材の育成	傾聴ボランティア養成 講座参加者数	人	10	7	30	6	3	30.0	
	手話ボランティア養成 講座参加者数	人	10	12	10	13	未実施	130.0 *1	
	点字ボランティア養成 講座参加者数	人	5	3	4	5	3	60.0	
	音訳ボランティア養成 講座参加者数（隔年開 催）	人	5	10	—	2	—	40.0 *2	
	ボランティア登録団体数	団体	40	34	34	29	19	47.5	
	地域福祉推進員設置区 数	区	133	64	62	71	71	53.4	

※進捗率は、目標年次（令和3年度）に対する令和2年度時点の進捗率

\*1：新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が中止となったため、令和元年度の実績値を使用し進捗率を算出する。

\*2：隔年実施の事業であるため、直近の実施年度である令和元年度の実績値を使用し進捗率を算出する。

## 【社会福祉協議会における取組の総括】

生活支援体制整備事業では、地域住民を主体とした協議体の設置が進みつつあり、ふれあい・いきいきサロンも増加しているところですが、市民アンケート調査から、区・町会等の活動への参加頻度及び参加意欲の低下が見受けられ、社会福祉協議会に登録している団体数も減少傾向にあります。

今後は、支え合いの仕組みづくりの推進と合わせて、福祉活動の担い手の確保のため、福祉教育と各種ボランティア養成講座の充実や地域福祉推進員の強化が必要です。また、個人や自治会、老人クラブのほか、社会福祉法人や企業等にも働きかけるなど、広く担い手を確保する取組が必要です。

## 基本目標2「充実した福祉サービスのあるまち」に係る評価

## 市における取組評価

## 【各事業の取組評価】

施策	取組	関連事業	評価
(1) 地域福祉ネットワークの構築	①地域福祉活動基盤の充実	まちなか保健室事業	D
		シルバーサロン事業	D
		幼稚園地域子育て推進事業	A
		子育て支援センター事業	B
		地域子どもすくすく元気事業	D
	②地域包括ケアシステムの構築	生活支援体制整備事業	B
		総合相談支援事業	A
認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業		B	
(2) 地域における福祉サービスの充実	①社会福祉協議会支援の強化	社会福祉協議会運営支援事業	A
	②子育て支援の充実	子育て世代包括支援センター事業	A
		ファミリー・サポート・センター事業	B
		放課後児童健全育成事業	A
		子育て支援センター運営事業	B
		子育て支援センター整備推進事業	B
		放課後子ども教室事業	B
	③高齢者福祉施策の充実	地域福祉づくり推進事業	C
		シルバーサロン事業	A
	④障がい者施策の充実	障がい者相談支援事業	A
	⑤健康づくりの推進	地域健康づくり推進事業	B
(3) 相談体制と情報提供の充実	①相談体制の充実	乳児家庭全戸訪問事業	A
		民生委員・児童委員(社会福祉協力員)活動支援事業	B
		障がい者相談支援事業	C
		生活困窮者自立支援事業	A
		包括的支援事業	A
		家庭相談事業	B
	②情報提供の充実	意思疎通支援事業	B
		広報紙発行事業	B
		市ホームページ開設事業	A
		行政情報番組放送事業	B
(4) 福祉サービスの質的向上	①福祉サービス従事者の質の向上	民生委員・児童委員(社会福祉協力員)活動支援事業	B
		地域密着型施設事業所実地指導	B
	②福祉サービス事業者との連携の強化	障がい者相談支援事業	B
		包括的支援事業	A
	③福祉サービス事業者への支援	介護サービス適正実施指導事業	D

## 【数値目標に対する進捗状況】

施策	指標名		目標年次	実績				進捗率 (%)
			令和 3年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
(1) 地域福祉 ネットワ ークの構 築	まちなか保健室での健 康相談実施延べ日数	日	667	662	661	617	258	38.7
	シルバーサロン延べ利 用者数	人	12,000	10,751	11,459	12,628	3,467	28.9
	幼稚園地域子育て推進 事業実施幼稚園等数	か所	11	11	11	11	11	100.0
	地域子どもすくすく元 気事業実施区数	区	17	11	11	11	6	35.3
(2) 地域にお ける福祉 サービスの 充実	子育て世代包括支援セ ンター設置数	か所	1	1	1	1	1	100.0
	ファミリー・サポート・ センター会員数	人	395	335	360	370	372	94.2
	放課後子ども教室延べ 参加人数【真岡小】	人	650		326	614	未実施	94.5 *1
	放課後子ども教室延べ 参加人数【東小】	人	450		477	428	未実施	95.1 *1
	地域福祉づくり推進事 業(ミニデイホーム)実 施区数	区	59	49	51	50	31	52.5
	基幹相談支援センター 設置数	か所	1	1	1	1	1	100.0
	地域健康づくり事業実 施区数	区	123	91	91	87	38	30.9
(3) 相談体制 と情報提 供の充実	乳児家庭訪問率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	障がい者相談支援事業 相談件数	件	3,295	587	1,393	2,414	1,716	52.1
	生活困窮者自立支援事 業(就労支援事業)就労 割合	%	10.0	4.5	2.1	7.1	13.0	130.0
	生活困窮者自立支援事 業(学習支援事業)利用 人数	人	50	32	34	48	48	96.0
	手話通訳者派遣事業・ 要約筆記者派遣事業利 用のうち請求件数	件	169	215	217	166	148	87.6
(4) 福祉サー ビスの質 的向上	地域の相談支援機関との ケース共有会議開催数	回	72	3	29	5	未実施	6.9 *1
	地域の相談支援機関との 情報交換会開催数	回	4	8	3	2	4	100.0
	介護サービス適正実施 指導事業実施事業所数	か所	34	24	28	29	13	38.2

※進捗率は、目標年次(令和3年度)に対する令和2年度時点の進捗率

\*1:新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が中止となったため、令和元年度の実績値を使用し進捗率を算出する。

## 【市における取組の総括】

少子化や自治会未加入世帯の増加、地域社会のつながりの希薄化により、地域で行う活動が伸び悩んでいます。まちなか保健室事業や生活支援体制整備事業など、地域の課題を地域で支援する体制（交流活動・相談・情報提供）の更なる充実が求められています。

子育て支援のため、子育てに不安を抱える世帯に相談窓口として子育て支援センターや地域で助け合うファミリー・サポート・センター制度の更なる周知や、放課後児童健全育成事業など利用者数の増加が見込まれる事業についての拡充を図ることが必要です。

地域の身近な相談役である民生委員・児童委員の活動周知と市・関係機関の連携強化が求められています。また、高齢者・障がい者・子育て家庭が抱える問題や多様化・複雑化する問題の増加に伴い、気軽に相談できる窓口の体制整備や相談窓口の周知、福祉情報の提供の充実が必要です。

高齢者の増加や問題の多様化・複雑化が進む中、介護施設サービスの質の向上を目指し、制度等の周知や適切なサービスの提供が必要です。



## 社会福祉協議会における取組評価

## 【各事業の取組評価】

施策	取組	関連事業	評価
(1) 地域福祉ネットワークの構築	①地区社会福祉協議会の機能充実	地区社会福祉協議会支援事業	D
(2) 地域における福祉サービスの充実	①見守り活動の充実	老人給食サービス事業	A
		生きがいデイサービス事業	C
	②生きがいづくりやふれあい活動の推進	真岡市老人クラブ連合会支援事業	A
		真岡市こども発達支援センターひまわり園（児童発達支援事業）運営事業	C
	③要支援者への日常的な支援の充実	真岡市こども発達支援センターひまわり園（放課後等デイサービス事業）運営事業	C
		就労継続支援真岡さくら作業所運営事業	C
		地域活動支援センター運営事業	B
		さくら作業所・地域活動支援センター合同収穫祭開催事業	C
		真岡市肢体不自由児者父母の会支援事業	A
		真岡市身体障害者福祉会支援事業	A
		真岡市母子寡婦福祉会支援事業	A
		真岡市知的障がい者育成会支援事業	A
	④低所得世帯への支援の充実	愛の基金交付事業	A
		緊急食料等給付事業	A
		歳末たすけあい募金配分事業	A
		社会福祉金庫貸付事業	B
		生活福祉資金等貸付事業	A
		善意銀行運営事業	A
		自立相談支援事業	A
家計改善支援事業（令和2年度より実施）	B		
(3) 相談体制と情報提供の充実	①各種相談の充実	相談支援事業所ひまわり（指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業）運営事業	A
		心配ごと相談事業	B
		無料法律相談事業	A
	②地域福祉の広報・啓発活動の充実	広報事業（ホームページ）	B
		広報事業（広報紙「社協だより」発行）	A
		啓発事業（真岡市社会福祉大会）	B
(4) 福祉サービスの質的向上	①運営基盤の強化	わたのみ基金運営事業	B
		社会福祉協議会会員の拡大	B
		赤い羽根共同募金事業	B

【数値目標に対する進捗状況】

施策	指標名		目標年度	実績					進捗率 (%)
			令和 3年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
(1) 地域福祉ネットワークの構築	地区社会福祉協議会情報交換会等実施回数	回	2	1	0	0	0	0	0.0
(2) 地域における福祉サービスの充実	老人給食受給登録者数	人	150	140	149	156	175	116.7	
	生きがいデイサービス事業登録者数	人	40	37	42	31	27	67.5	
	ひまわり園（児童発達支援事業）稼働率* <sup>1</sup>	%	100	95	76	75	64	64.0	
	ひまわり園（放課後等デイサービス事業）稼働率* <sup>1</sup>	%	100	65	59	68	62	62.0	
	真岡さくら作業所稼働率* <sup>1</sup>	%	100	67	67	64	62	62.0	
	地域活動支援センター契約者数	人	20	10	14	14	15	75.0	
	さくら作業所・地域活動支援センター合同収穫祭参加者数	人	20	10	10	10	未実施	50.0* <sup>2</sup>	
	歳末たすけあい募金配分金額	円	6,000,000	6,370,457	6,274,405	6,332,570	6,171,087	102.9	
	社会福祉金庫貸付件数	件	30	7	6	12	23	76.7	
	生活福祉資金貸付件数（コロナ特例貸付）* <sup>3</sup>	件	5	2	1	10 (5)	1 (2,389)	200.0* <sup>2</sup>	
	善意銀行配分件数	件	100	64	92	83	124	124.0	
	自立相談支援事業新規相談件数	件	120	113	96	101	93	77.5	
	自立相談支援事業プラン作成件数	件	28	14	11	38	44	157.1	
	家計改善支援事業プラン作成件数（令和2年度より実施）	件	7	—	—	—	5	71.4	
(3) 相談体制と情報提供の充実	相談支援事業ひまわり契約者数	人	200	171	197	219	208	104.0	
	心配ごと相談所相談件数	件	50	35	50	37	36	72.0	
	無料法律相談相談件数	件	130	94	129	134	132	101.5	
	ホームページ新着情報発信件数	件	125	118	119	120	109	87.2	
	社協だより配布部数	部	25,000	23,172	23,331	23,501	29,653	118.6	
	社会福祉大会参加者数	人	270	276	265	205	115	75.9* <sup>2</sup>	

施策	指標名		目標年次	実績				進捗率 (%)
			令和 3年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
(4) 福祉サー ビスの質 的向上	わたのみ基金寄附及び 運用益	円	5,000,000	4,845,462	5,094,779	4,860,891	3,575,857	71.5
	社会福祉協議会会費総 額	円	10,000,000	9,418,000	9,393,000	9,293,600	9,258,100	92.6
	赤い羽根共同募金総額	円	10,000,000	9,626,615	9,638,450	9,610,215	9,481,421	94.8

※進捗率は、目標年次（令和3年度）に対する令和2年度時点の進捗率

\*1：稼働率＝延べ利用者数÷（開所日数×利用定員）×100

\*2：新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が中止・縮小となったため、令和元年度の実績値を使用し進捗率を算出する。

\*3：新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月にコロナ特例貸付が新設され、令和元年度は5件の申請、令和2年度は2,389件の申請に対応している。

#### 【社会福祉協議会における取組の総括】

気軽に相談できる窓口と専門性の高い相談ができる窓口を設置し、多様化する相談を受け止めることにより、地域住民のニーズを把握し、地域住民が求める情報の提供や地域福祉活動を進めていく必要があります。

地域福祉活動の進展のためには、地区社会福祉協議会や生活支援体制整備事業の活性化と社会福祉法人や企業等の地域貢献活動を促進し、それぞれの強みが生かせるよう連携体制を構築することが必要です。

また、これらの推進基盤が、安定して運営できるよう財源確保等の基盤強化に取り組むことが必要です。



## 基本目標3 「安全で安心して暮らし続けられるまち」に係る評価

## 市における取組評価

## 【各事業の取組評価】

施策	取組	関連事業	評価
(1) 暮らしやすい住環境の整備	①バリアフリーのまちづくりの推進	公共施設等整備事業	A
		道路整備事業	A
	②利用しやすい交通環境の整備	障がい者福祉タクシー助成事業	B
		障がい者移動支援事業	C
		老人福祉タクシー事業	B
		公共交通ネットワーク整備事業	A
	(2) 安心して暮らせる環境の整備	①災害時避難行動要支援者への支援	避難行動要支援者対策事業
自主防災組織育成事業			C
②地域の防災活動への支援		土砂災害防災避難訓練事業	B
		防災避難訓練事業	B
		安全安心の地域づくり推進事業	B
③地域の交通安全・防犯・消費生活活動への支援		交通安全啓発事業	B
		防犯パトロール事業	C
		成年後見制度利用支援事業（障がい者）	C
(3) 市民一人一人の人権の尊重		①権利擁護事業の普及と啓発	障害者差別解消法の普及啓発
	権利擁護事業		B
	成年後見制度利用支援事業（高齢者）		B
	男女共同参画の推進		男女共同参画社会づくり事業
	③虐待、DVの防止	乳児家庭全戸訪問事業	A
		障がい者虐待防止対策事業	C
		高齢者虐待防止対策事業	B
		児童虐待防止啓発事業	B
		要保護児童等対策事業	D
		婦人相談事業	A
		DV相談カード配布事業	B

## 【数値目標に対する進捗状況】

施策	指標名		目標年次	実績				進捗率 (%)
			令和 3年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
(1) 暮らしやすい住環境の整備	バリアフリー化された市有建築物の割合	%	54.1	51.4	52.6	53.8	57.9	107.0
	障がい者福祉タクシー交付者数	人	752	670	679	640	615	81.8
	障がい者移動支援事業申請者数	人	92	48	45	57	49	53.3
	老人福祉タクシー交付世帯数	世帯	809	748	758	759	785	97.0
(2) 安心して暮らせる環境の整備	自主防犯活動実施団体数	団体	70	51	48	44	41	58.6
	土砂災害防災避難訓練実施数(延べ回数)	回	11	7	7	8	未実施	72.7 *1
	防災避難訓練実施数(延べ回数)	回	14	10	11	12	未実施	85.7 *1
(3) 市民一人一人の 人権の尊重	成年後見制度利用支援利用件数(障がい者)	件	2	0	2	0	1	50.0
	障害者差別解消法に関するPR回数	回	3	3	3	3	2	66.7
	男女共同参画地域座談会実施回数	回	20	12	16	16	3	15.0
	乳児家庭訪問率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	障がい者虐待防止相談件数	件	3	2	2	4	8	+5件 *2
	障がい者虐待件数	件	1	1	0	1	4	+3件 *2
	児童虐待件数	件	10	15	52	69	75	+65件 *2

※進捗率は、目標年次(令和3年度)に対する令和2年度時点の進捗率

\*1:新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が中止となったため、令和元年度の実績値を使用し進捗率を算出する。

\*2:障がい者虐待防止相談件数・障がい者虐待件数・児童虐待件数については、進捗率ではなく、目標値に対する増減を掲載する。

## 【市における取組の総括】

誰もが暮らしやすいまちづくりを目指し、医療や商業施設が集中する地域と周辺地区を結ぶ移動手段を確保するため、新たな交通手段を検討する必要があります。いちごタクシーについては、利用状況に応じた効率的な運行が図れるよう見直しが求められています。

避難行動要支援者の避難の実効性確保に向け、個別の避難計画の策定及び支援関係者との情報共有化が求められています。

成年後見制度の理解や利用促進を図るため、制度の普及啓発や相談窓口の充実が必要とされます。また、虐待やDV等の早期発見や迅速な対応を図るため、地域や関係機関との連携強化が必要です。

## 社会福祉協議会における取組評価

## 【各事業の取組評価】

施策	取組	関連事業	評価
(1) 暮らしやすい住環境の整備	①在宅福祉の支援	福祉車両及び車いす等貸出事業	C
	②地域広場の利用促進	子どもの遊び場整備助成事業及びベンチ設置事業	C
(2) 安心して暮らせる環境の整備	①災害時における連携体制の強化	真岡市災害ボランティア支援委員会運営事業	A
(3) 市民一人一人の人権の尊重	①権利擁護事業の推進	日常生活自立支援事業	A
		法人後見事業	A

## 【数値目標に対する進捗状況】

施策	指標名	目標年次	実績					進捗率 (%)
			令和3年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
(1) 暮らしやすい住環境の整備	福祉車両貸出件数	件	240	229	268	236	182	75.8
	車いす貸出件数	件	100	115	63	91	50	50.0
	赤い羽根ベンチ配布件数	件	15	9	14	10	9	60.0
(2) 安心して暮らせる環境の整備	災害対応訓練実施回数	回	1	1	1	1	1	100.0
(3) 市民一人一人の人権の尊重	日常生活自立支援事業新規契約者数	人	15	17	12	10	20	133.3
	法人後見新規受任件数	件	2	1	0	1	3	150.0

※進捗率は、目標年次（令和3年度）に対する令和2年度時点の進捗率

## 【社会福祉協議会における取組の総括】

福祉車両や車いす等の貸出や地域の広場等へのベンチ設置により、暮らしやすい住環境の整備を進めてきていますが、より利用を高めるための工夫が必要です。

災害時の備えとしては、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを運営することが一般化する中、毎年の訓練の実施に加え、多様な主体の協力が得られるように体制を整えることが必要です。

権利擁護については、自身の判断能力に不安を感じる人を対象とする日常生活自立支援事業と判断能力が十分ではない人に対し、法人として後見等を行う法人後見事業を行っています。この強みを生かし、切れ目のない支援を継続的に行っていくことが必要です。

## 5 計画策定に向けた現状と課題のまとめ

近年の社会情勢をはじめ、本市における統計データ、市民アンケート調査、評価結果を踏まえ、取り組むべき課題について整理すると、以下のように大別されます。

### 現状と課題 1 「助け合いの意識に関すること」

- 近年、台風や地震などの自然災害が増えていることから、災害時における身近な地域での助け合い、支え合いが求められています。そのため、日頃から隣近所や地域のつながりを大切にし、誰もが支え合う意識を持ったコミュニティを構築することが重要とされています。
- 市民アンケート調査では、第2期計画策定時より近所付き合いの希薄化が進行している状況がうかがえます。なお、近所付き合いがある人の方が区・町会等の活動へ参加している割合が高いことから、近所付き合いを活性化させ、地域力の向上を図ることが求められています。
- 全国的な傾向として、福祉活動の担い手の不足や高齢化が深刻な課題となっています。本市においても、例外ではなく、福祉活動に関わる人材の育成・確保に向けた取組が必要とされています。
- 市民アンケート調査では、日常生活が不自由になった時、災害時の手助けや日常生活における援助を希望する割合が高くなっています。また、隣近所における支援の意識について、支援をしたいと考えている人の割合は前回調査時から減少しているものの、約3人に2人が支援したいと考えていることから、“支援が必要な人”と“支援したい人”をつなげる仕組みづくりが必要とされています。
- 市の取組においては、地域共生社会の実現に向けて、一人一人の福祉意識の向上や地域活動・福祉活動への参加促進、担い手の育成等を通じて、支え合いのある地域づくりが必要です。また、社会福祉協議会の取組においては、区・町会等の活動への参加頻度及び参加意欲の低下が進む中、福祉や地域活動等への関心を持つための取組が求められています。

### 第3期計画において必要とされる取組

「共に助け合い、支え合うまち」づくり

## 現状と課題2 「福祉サービスに関すること」

- 近年では、高齢化の中で人口減少が進行し、福祉ニーズが多様化・複雑化しているため、福祉の提供において、誰もがそのニーズに合った支援を受けられる支援体制とその支援体制を支える環境の整備（人材の育成・確保等）が重要とされています。
- 市民アンケート調査では、地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の認知度は低く、更なる周知が求められています。また、社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、福祉サービスに関する情報発信が求められています。
- 市民アンケート調査では、今後充実してほしい市の取組として、「高齢者、障がい者の入所施設の整備」、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」等があり、市民の多様な福祉ニーズに対応した地域における福祉サービスの充実が求められています。また、社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、気軽に相談できる福祉総合相談、在宅福祉サービス（老人給食サービス、福祉車両の貸し出し等）の充実が必要とされています。
- 相談支援の実施状況においては、健康相談の相談者数が減少傾向にある一方で、障がい者相談の相談件数は著しく増加している状況です。相談種別により傾向は違うものの、潜在的に課題を抱えている人にも支援が届く仕組みづくりが求められています。
- 市民アンケート調査では、日々の生活における主な悩みや不安について、「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」、「経済的な問題」、「介護の問題」など、多岐にわたることから、様々な生活課題の解決に向けた相談体制の充実が求められています。
- 市の取組においては、高齢者や障がい者、子育て家庭等が抱える問題に対応できるサービスや相談体制・情報提供の充実が求められており、社会福祉協議会の取組においても同様に、多様化する相談を受け止める専門性の高い窓口や気軽に相談できる窓口といった相談体制の充実が求められています。また、地域福祉への興味関心の喚起も視野に入れた、寄附や共同募金等の取組の推進が求められています。

### 第3期計画において必要とされる取組

「充実した福祉サービスのあるまち」づくり

### 現状と課題3 「安全安心に関すること」

- 近年の自然災害の発生状況から、災害に対する市民の意識は高まっています。災害時の備えとして、地域における防災訓練の実施やその参加促進等、平常時からの取組が必要とされています。
- 市民アンケート調査では、日常生活が不自由になった時、希望する援助として「災害時の手助け」を求める割合が高くなっています。特に、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者に対し、個別の避難計画を策定し、地域の支援関係者と情報を共有することが重要とされています。
- 市の現状として、高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人は増加傾向となっています。今後、更なる高齢化に伴い認知症高齢者の増加も見込まれます。認知症高齢者や障がいのある人など、自分で判断することが難しい人について、財産管理や日常生活上の援助等、権利擁護に関する支援や相談に対応できる体制づくりが必要とされています。
- 市の取組においては、公共施設等のバリアフリー化の推進、交通手段についての見直しや新たな移動手段の検討等、安心して暮らせる環境の整備が必要とされています。一方で、誰もが安心できる生活を送るために、成年後見制度の普及啓発や相談窓口の充実、虐待やDV等の早期発見や迅速な対応に向けた地域や関係機関との連携強化が求められています。また、多様性を尊重し、安心して暮らせる社会づくりの推進が求められています。
- 社会福祉協議会の取組においては、災害時に備えた災害ボランティアセンターの体制整備とともに、市民の人権尊重のため、成年後見制度の周知だけでなく、後見人等への支援や市民後見人の養成等を通じて利用促進を図ることが求められています。

#### 第3期計画において必要とされる取組

「安全で安心して暮らし続けられるまち」づくり

## 第3章 目指すべき地域福祉の姿

### 1 基本理念

本計画は、すべての人々が、思いやりと安心に満ちた生活環境の中で、人と人がつながり共に支え合うまちづくりを進めていくことを目指します。

第3期計画では、第2期計画の取組を更に充実、発展させるとともに、「支え合いのまち」を新たに基本理念として掲げ、地域共生社会の実現に向け、市民・自治会・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が一体となって包括的な支援体制の構築を進めます。

思いやりと安心に満ちた

支え合いのまち もおか



## 2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、第2期計画の趣旨を引き継いだ3つの基本目標を定め、地域福祉の普及・推進に努めていきます。

### ● 基本目標1 共に助け合い、支え合うまち ●

地域共生社会の実現を目指し、地域福祉を推進していくうえでは、福祉意識の醸成と地域で共に支え合うコミュニティづくりが基本的な土台といえます。そのために、市民一人一人の助け合い、支え合う意識の醸成とともに、自治会等の地域活動やボランティア活動の活性化とその活動を支える人材の育成を推進していきます。

### ● 基本目標2 充実した福祉サービスのあるまち ●

誰もがニーズに合った支援を受けられるよう、市民が抱える複合的な課題や多様な福祉ニーズを包括的に受け止め、生涯を通じて切れ目なく支援を受けられる体制を整備していくことが重要となります。そのために、福祉サービスの充実を図るとともに、地域・市・福祉関係機関等による地域福祉ネットワークの構築を推進していきます。

また、複雑化・複合化した生活課題に対応できるよう、相談支援の充実や地域の居場所づくり、活動の拠点となる場所づくり等の推進を図り、包括的な支援体制の整備に努めます。さらに、適切な福祉サービスが選択できるよう多様な媒体を活用し、情報提供の充実に努めます。

### ● 基本目標3 安全で安心して暮らし続けられるまち ●

市民の誰もが住み慣れたまちで安全で安心して暮らし続けられるよう、防災対策をはじめ、住宅、交通、生活、防犯等の環境整備を図っていきます。また、権利擁護の普及啓発や男女共同参画の実現、虐待・DVの防止等、市民一人一人の人権を尊重する支援を推進していきます。

### 3 計画の体系

#### 基本理念

思いやりと安心に満ちた支え合いのまち もおか

#### 基本目標

#### 施策

1. 共に助け合い、支え合うまち

(1)支え合いのコミュニティづくり

(2)福祉意識の向上のための取組

(3)福祉活動を担う人材の育成

2. 充実した福祉サービスのあるまち

(1)地域福祉ネットワークの構築

(2)地域における福祉サービスの充実

(3)包括的な支援体制の構築

(4)わかりやすい情報提供の充実

(5)福祉サービスの質的向上

3. 安全で安心して暮らし続けられるまち

(1)住み続けられる住環境の整備

(2)安心して暮らせる環境の整備

(3)市民一人一人の人権の尊重